
「第二期宮城県行政改革・行政運営
プログラム」取組実績書
【令和 2 年度及び全期間】

令和 3 年 月
宮 城 県

目次

■ 概要

I 「第二期宮城県行政改革・行政運営プログラム」の概要	1
II 令和2年度取組実績の概要	1
III 全期間（平成30年度～令和2年度）の評価	3
IV 全期間（平成30年度～令和2年度）の取組の成果	4
V 取組別達成状況	6

■ 取組実績

【改革1】効果的・効率的な行政運営

1 「人財」育成	9
2 仕事の進め方の効率化・働き方改革	12
3 実施事業の選択と集中	23
4 柔軟な組織体制の整備	26
5 リスクマネジメント	28
6 県民ニーズの把握と県民サービスの向上	36
7 わかりやすく積極的な情報発信	41

【改革2】多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応

1 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進	49
2 県民・NPO等との協働の推進	59
3 市町村等との連携の推進	68

【改革3】持続可能な財政運営の確立

1 財政健全化と創造的復興の両立	85
2 公社等外郭団体改革の推進	87
3 地方公営企業の経営改善	88
4 県有財産の適正な管理と有効活用	92

■ 概 要

I 「第二期宮城県行政改革・行政運営プログラム」の概要

1 プログラムの位置付け

「宮城県震災復興計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度）の基本理念や「宮城の将来ビジョン」（計画期間：平成19年度～令和2年度）で示した将来像の実現に向けて、着実な復興を支えていく行政改革・行政運営の具体的な方針と取組を示すもの。

2 改革の推進期間

平成30年度から令和2年度までの3年間（「宮城県震災復興計画」における「発展期」）

3 基本理念

「県政の質の向上」の追求

4 目 標

民間の力を積極的に活用しながら、「創造的な復興」を実現し将来を見据えた行政運営を目指す。

5 取 組

以下の改革1から改革3を改革の柱として、66の取組項目により取組を実施する。

改革1	効果的・効率的な行政運営	取組項目	30
改革2	多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応	取組項目	23
改革3	持続可能な財政運営の確立	取組項目	13

II 令和2年度取組実績の概要

65の取組項目（1取組項目は平成30年度で終了）について評価を行いました。取組項目ごとの評価については、「V取組別達成状況」以降に記載しています。

【評価基準】

A	一定の成果あり	・数値目標のあるものについては目標水準を超えたもの。 ・数値目標のないものについては取組内容に工夫をしたもの。
B	実施	・通常の実施を行ったもの。 ・数値目標があるものについては目標達成したもの。
C	未実施等	・取組の未実施や実施しても通常の水準に達しなかったもの。

【評価結果】

評価	取組項目数	(参考：令和元年度)	(参考：平成30年度)
A	24 (36.9%)	17 (26.2%)	19 (28.8%)
B	39 (60.0%)	47 (72.3%)	47 (71.2%)
C	2 (3.1%)	1 (1.5%)	—

【改革の柱ごとの評価と主な取組】

改革1 効果的・効率的な行政運営				
推進項目	取組項目	A	B	C
「人財」育成／仕事の進め方の効率化・働き方改革／実施事業の選択と集中／柔軟な組織体制の整備／リスクマネジメント／県民ニーズの把握と県民サービスの向上／わかりやすく積極的な情報発信	30	15	15	0

◇A評価とした主な取組項目

・柔軟な働き方の推進（12ページ）

モバイルワークの実証事業開始，新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等を目的とした在宅勤務の制度創設及び実施環境の整備，時差勤務制度の拡大

・業務改善の推進（16ページ）

Web会議システムの運用体制の整備，会計事務規程の改正による支出事務等の簡素化，職員提案等の募集・表彰

・定期的な組織機構の見直し（26ページ），計画的な定員管理と適正な人員配置（27ページ）

「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる施策の推進，危機管理体制の強化及び行政のデジタル化の推進を図るための組織の見直し

・内部統制システムの運用（34ページ）

評価報告書の議会報告義務化に向けて一連の手続きの試行実施，新たなモニタリングの導入

・県民意識調査による県民ニーズの把握（38ページ）

SNSやメディアを活用した積極的な広報による回収率の向上

・震災復興に関する広報・啓発（44ページ）

広報誌，パネル展示等による情報発信，復興10年の動画制作・公開

改革2 多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応				
推進項目	取組項目	A	B	C
民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進／県民・NPO等との協働の推進／市町村等との連携の推進	23	5	16	2

◇A評価とした主な取組項目

・民間の創意工夫を活かせる制度の活用（49ページ）

上工下水一体官民連携運営事業におけるPFI手法の活用（優先交渉権者の選定）

・産学官の連携による高度技術産業の集積促進（56ページ）

「KCみやぎ推進ネットワーク」による産学官連携の技術支援

◇C評価とした取組項目

・地域との協働による教育力の向上（67ページ）

子どもの教育活動を支援する「みやぎ教育応援団」の規模縮小（新型コロナウイルス感染症の影響）

・宮城県市町村広域行政検討会議の開催等（80ページ）

会議の開催見合わせ（新型コロナウイルス感染症の影響）

改革3 持続可能な財政運営の確立				
推進項目	取組項目	A	B	C
財政健全化と創造的復興の両立／公社等外郭団体改革の推進／地方公営企業等の経営改善／県有財産の適正な管理と有効活用	13	4	8	0

※13取組項目のうち1取組項目は平成30年度で終了（流域下水道事業の地方公営企業法適用）

◇A評価とした取組項目

・農業水利施設のストックマネジメントの推進（96ページ）

農業水利施設の一次機能診断の実施促進

・未利用地の有効活用（99ページ）

一般競争入札（インターネットオークションを含む。）の実施や東日本大震災関連用地の速やかな売却

Ⅲ 全期間（平成30年度～令和2年度）の評価

66の取組項目について評価を行いました。取組項目ごとの評価については、「V取組別達成状況」以降に記載しています。

【評価基準】

各年度の評価	点数	各年度の合計	全期間の評価
A	2点	5～6点	順調に進捗が図られ、成果があった。
B	1点	3～4点	概ね順調に進捗が図られ、一定の成果があった。
C	0点	0～2点	進捗が遅れているものがあり、見直しの必要がある。

【評価結果】

各年度の合計	改革1	改革2	改革3	合計	取組項目数
6点	10	4	0	14	19 (28.8%)
5点	2	1	2	5	
4点	3	1	3	7	45 (68.2%)
3点	15	15	8	38	
2点	0	2	0	2	2 (3.0%)
0～1点	0	0	0	—	
	30	23	13	66	

【主な取組の成果】

◇順調に進捗が図られ、成果があったもの（5～6点）

- ・ **「人財」育成：政策提案コンテストによる県政の活性化（11ページ）**
コンテストの実施及び提案内容の事業化の検討を通じて、職員の政策立案能力の向上及び県全体の政策力の向上を図りました。
- ・ **仕事の進め方の効率化・働き方改革：柔軟な働き方の推進（12ページ）**
職員の柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。
- ・ **実施事業の選択と集中：政策財政運営の方針の策定（23ページ）**
県政の課題や社会情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への重点的かつ適切な予算配分を行いました。
- ・ **リスクマネジメント：地域防災計画等の見直し（28ページ）**
防災訓練から得られた課題等を反映した実効性の高い計画とし、防災体制の整備を強化しました。
- ・ **県民ニーズの把握と県民サービスの向上：広聴活動の充実（36ページ）**
知事が復興現場を訪問して事業者等と意見交換を行うとともに、県民意識調査を実施し、県民ニーズを県政への反映につなげました。
- ・ **市町村等との連携の推進：地方分権型社会の実現に向けた取組の推進（82ページ）**
国への提案により多くの権限委譲や規制緩和が行われ、また市町村への権限委譲を行い、地方分権改革を着実に進めました。

◇概ね順調に進捗が図られ、一定の成果があったもの（3～4点）

- ・ **仕事の進め方の効率化・働き方改革：基幹業務システムの構築（19ページ）**
令和5年度からの基幹システム稼働に向け、事務処理の標準化、集約化等の方向性について検討を進めました。
- ・ **民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進：民間企業との協働の推進（52ページ）**
包括連携協定をはじめ、様々な分野において民間企業等と連携協定を締結し、地域課題の解決に協働して取り組みました。

・市町村等との連携の推進：滞納整理業務改善運動の推進（68ページ）

市町村職員の能力向上や連携を図る取組を継続して実施し、個人県民税収入未済額を縮減しました。

・県有財産の適正な管理と有効活用：「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理（92ページ）

業務委託による個別施設計画の策定を促進・支援し、公共施設等の適正な管理を推進しました。

IV 全期間（平成30年度～令和2年度）の取組の成果

1 全体の総括

「第二期宮城県行政改革・行政運営プログラム」では、復興の総仕上げとなる「発展期」に求められる行政運営の視点「効果的・効率的な行政運営」、「多様な主体と『共に』進むという姿勢」、「わかりやすく積極的な情報発信」、「新しい課題に挑戦し乗り越えていく組織への成長」を踏まえ、目標を設定し、全庁で行政改革・行政運営の取組を実施しました。

取組は、66の取組項目について実施し、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、令和3年福島県沖地震への対応に追われた中であって、評価結果が5～6点の19の取組項目について順調に進捗が図られ、成果がありました。また、評価結果が3～4点の45の取組項目について、概ね順調に進捗が図られ、一定の成果がありました。評価結果が2点の2の取組項目については、新型コロナウイルス感染症等の影響により開催の見合わせとなりましたが、代替策を講じるなどにより対応しました。

行政運営の視点別にみると、「効果的・効率的な行政運営」については、事務事業の見直しや業務改善・効率化を進めるとともに、在宅勤務や時差通勤など職員の柔軟な働き方の選択を可能とし、必要な事業への重点的かつ適切な予算配分と人員の確保・配分を行いました。

「多様な主体と『共に』進むという姿勢」については、上工下水一体官民連携運営事業におけるPFI手法の活用や各分野での連携協定など、民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進を図りました。また、市町村と共同して東日本大震災の復旧・復興のための人財・財源の確保や防災体制の整備などに取り組むとともに、復興支援に取り組むNPO等を支援し、創造的な復興を下支えしました。

「わかりやすく積極的な情報発信」については、多様な媒体の活用に加え、また、多言語に対応した動画の作成やポータルサイトの見直し等を行いました。特に、震災復興に関しては、震災の記憶の風化防止に向け、積極的に情報発信を行いました。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、報道機関を通じたパブリシティを活用するなど、県民にタイムリーかつ正確な情報の発信に努めました。

「新しい課題に挑戦し乗り越えていく組織への成長」については、eラーニング研修の拡充や政策提案コンテストの開催、業務改善事例の募集等を通じて職員の意欲向上を図るとともに、職員の働き方改革や行政のデジタル化への対応をはじめ組織体制の構築に取り組みしました。

これらの取組の成果により、民間の力を活用しながら、「創造的な復興」を実現し将来を見据えた行政運営を推進することができました。

2 新型コロナウイルス感染症への対応における行政改革・行政運営の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に迅速かつ的確に対応していくために、各所属において業務の棚卸しを実施した上で、全庁体制で感染症対策業務に注力しました。

また、感染拡大を防止するため、会議や研修の取り止め、ボランティア活動等の規模縮小が余儀なくされましたが、一方で、これまで進めてきた時差通勤制度の活用、ICT活用の加速化により、在宅勤務やWeb会議システムの導入の効果が発揮されました。特に、令和2年度から試行したWeb会議システムは、移動に要する時間の短縮や経費削減などの業務効率化のほか、気軽に参加しやすい環境が整うことで、新型コロナウイルス感染症対策業務のみならず県全体の業務に波及し、行財政運営の効率化に大きな効果を上げています。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対策においては、国、市町村など公的機関のほか、県民や民間企業との連携・協力により全県を挙げて進めており、行財政運営において、「多様な主体と『共に』進むという姿勢」の重要性が再認識されました。

また、本プログラムの計画にはありませんが、国の動きを踏まえ、新たに、行政手続の書面規制、押印、対面規制の見直しについて検討を進めました。

3 今後の行財政運営の取組に向けての課題

「第二期宮城県行政改革・行政運営プログラム」の計画期間においては、復興関連業務や多発する災害への対応と併せて、復興後のステージを見据えながら、より県民満足度の高いサービスを提供するため、効果的・効率的な行財政運営に取り組んできました。

令和2年12月に策定した県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、今後見込まれる社会の変化等を見据えながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を示しました。行財政運営においても、今後人口減少・少子高齢化など社会の変化による行政需要の変化や財政の硬直化、職員不足など、次に掲げる課題が見込まれます。

社会の変化への対応

人口減少・少子高齢化の進行、AI・ICT等先端技術の革新・普及などの社会の変化を背景に、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域課題や社会ニーズの変化とともに行政需要も変化していくことが想定されます。こうした変化に的確かつ柔軟に対応するためには、広い視野と高い先見性を持って行財政運営を行っていく必要があります。

行財政運営の基盤強化

生産年齢人口の大幅な減少や少子高齢化により人手不足が進むことで、行財政運営の基盤である職員と財源を十分に確保することが困難になることが予想されます。限られた職員と財源で質の高い行政サービスを提供し続けるためには、これまで以上に効果的・効率的な組織体制と行財政運営を実現していく必要があります。

デジタルトランスフォーメーションの推進

社会全体で新たな時代に対応したデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きが加速しており、本県においても、このような動きに的確に対応できる組織体制や環境整備に取り組んでいく必要があります。また、県民のデジタル環境への対応状況に配慮しながら、利便性向上のため「新たな日常」に対応した行政サービスのあり方を見直していく必要があります。

震災の経験・教訓の活用

本県では、令和2年度を終期とする「宮城県震災復興計画」を策定し、復旧・復興に取り組んできましたが、復旧・復興の進捗とともに被災した方々の心のケアや震災の伝承などソフト面における様々な課題への対応が必要となっています。今後は職員や財源の確保が困難になる中でのきめ細かなサポートが求められるとともに、震災の経験・教訓を風化させることなく、また、新たな災害にも的確に対応できるよう行財政運営を進めていくことが必要です。

これらに対応しながら、宮城の将来像の実現に向けて、また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策や復興の完遂に向けたきめ細かなサポートに取り組むためには、より一層の効果的・効率的な行財政運営が必要であり、業務の効率化や働き方改革の推進など、不断の行財政改革が求められています。

県では、本プログラムの後継として、令和3年3月に「宮城県行財政運営・改革方針（第1期）」（計画期間：令和3年度～令和6年度）を策定しました。この方針においては、「新・宮城の将来ビジョン」に基づく政策・施策の着実な推進を行財政面から下支えしていくために、県の行財政運営に関する考え方や取組の方向性を示しています。今後は、本プログラムの取組の成果や課題を踏まえ、必要な見直しを行いながら、時代の変化に対応した持続可能な行財政運営を進めていきます。

V 取組別達成状況

推進項目	具体的推進事項	取組項目	総合評価				ページ
			H30	R元	R2	点数	
改革1 効果的・効率的な行政運営							
1 「人財」育成	(1)研修の充実	職員研修の実施	B	B	B	3	9
		職員の法務能力の向上	B	B	B	3	10
	(2)政策企画力の向上	政策提案コンテストによる県政の活性化	A	A	A	6	11
2 仕事の進め方の効率化・働き方改革	(1)柔軟な働き方の推進	柔軟な働き方の推進	A	A	A	6	12
	(2)職場環境の改善	職場環境の改善	B	B	B	3	14
	(3)業務改善の推進	業務改善の推進	B	B	A	4	16
	(4)情報システムを活用した効率化	情報システムの最適化の推進	B	B	B	3	17
		社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の推進	B	B	B	3	18
		基幹業務システムの構築	B	B	B	3	19
(5)業務の進め方の効率化	外部委託の活用推進	A	A	A	6	20	
	組織を横断した事業の推進	A	A	A	6	21	
3 実施事業の選択と集中	(1)発展期における事業重点化の方針の策定	政策財政運営の方針の策定	A	A	A	6	23
	(2)事務事業の見直し	事務事業の見直し	B	B	B	3	24
4 柔軟な組織体制の整備	(1)柔軟な組織体制の整備	定期的な組織機構の見直し	B	A	A	5	26
		計画的な定員管理と適正な人員配置	A	B	A	5	27
5 リスクマネジメント	(1)防災体制の整備	地域防災計画等の見直し	A	A	A	6	28
		市町村との広域的な防災ネットワークの構築	B	B	B	3	30
		消防団員の確保に関する市町村への支援	B	B	B	3	31
		消防職員・団員への教育訓練の実施	A	A	A	6	32
	(2)県業務継続計画(BCP)の運用・見直し	県BCPの運用・見直し	B	B	B	3	33
	(3)業務の適正な遂行	内部統制システムの運用	B	B	A	4	34
包括外部監査による事務の適正化		B	B	B	3	35	
6 県民ニーズの把握と県民サービスの向上	(1)広聴活動の充実	広聴活動の充実	A	A	A	6	36
	(2)県民意識調査等による県民ニーズの把握	県民意識調査による県民ニーズの把握	B	B	A	4	38
	(3)県民サービス向上の推進	県民サービス向上運動の推進	B	B	B	3	39
7 わかりやすく積極的な情報発信	(1)県政運営の透明性の向上	情報公開の推進	B	B	B	3	41
		多様な媒体を活用した広報の推進	A	A	A	6	42
	(2)震災復興に関する広報・啓発	震災復興に関する広報・啓発	A	A	A	6	44
	(3)放射線・放射能に関する情報発信	「放射能情報サイトみやぎ」等による情報発信	B	B	B	3	45
		放射性物質検査の実施と公表	B	B	B	3	47

推進項目	具体的推進事項	取組項目	総合評価				ページ
			H30	R元	R2	点数	
改革2 多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応							
1 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進	(1)民間活力の導入	民間の創意工夫を活かせる制度の活用	A	A	A	6	49
	(2)民間との協働による事業の推進	民間企業等との協働の推進	B	B	B	3	52
	(3)大学等との連携	県内大学との連携	B	B	B	3	55
		産学官の連携による高度技術産業の集積促進	A	A	A	6	56
		高大連携の推進	B	B	B	3	57
2 県民・NPO等との協働の推進	(1)公益的な活動を行う多様な主体との協働の推進	NPO等各種団体との協働の推進	B	B	B	3	59
	(2)県民参加による事業の推進	地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備の推進	B	A	A	5	61
		農業農村整備事業における地域住民や各団体との協働の推進	B	B	B	3	62
		地域住民や各団体が行う森林保全活動等への支援	A	B	B	4	63
		ボランティアとの協力やアドプト・プログラムによる事業の推進	B	B	B	3	64
		地域との協働による教育力の向上	B	B	C	2	67
3 市町村等との連携の推進	(1)市町村と連携した事業の推進	滞納整理業務改善運動の推進	B	B	B	3	68
		市町村消費生活相談窓口の機能強化	A	A	A	6	70
	(2)被災市町村に対する支援	沿岸14市町の職員確保に対する支援	B	B	B	3	71
		東日本大震災復興交付金等の財源の確保	B	B	B	3	73
		復旧・復興に関する課題や先進的取組等の情報共有	B	B	B	3	74
		復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援	B	B	B	3	75
		被災市町の復興まちづくりに対する支援	B	B	B	3	76
		宮城県サポートセンター支援事務所による後方支援	B	B	B	3	77
		市町村との共同による災害公営住宅等入居者の支援	B	B	B	3	78
	市町村等地方公営企業に対する復興に向けた支援	B	B	B	3	79	
	(3)広域連携の推進	宮城県市町村広域行政検討会議の開催等	A	C	C	2	80
	(4)地方分権型社会の実現に向けた取組の推進	地方分権型社会の実現に向けた取組の推進	A	A	A	6	82
改革3 持続可能な財政運営の確立							
1 財政健全化と創造的復興の両立	(1)持続可能で迅速かつ創造的な復興のための財政運営	「新・みやぎ財政運営戦略」の推進	B	B	B	3	85
2 公社等外郭団体改革の推進	(1)公社等外郭団体の自立的運営の促進	「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」の進捗管理	A	B	B	4	87
3 地方公営企業等の経営改善 □	(1)広域水道事業の健全経営の推進	広域水道事業の健全経営の推進	B	B	A	4	88
	(2)工業用水道事業の健全経営の推進	工業用水道事業の健全経営の推進	B	B	A	4	90
	(3)流域下水道事業の健全経営の推進	流域下水道事業の地方公営企業法適用(※)	B	-	-	3	91
4 県有財産の適正な管理と有効活用	(1)公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進	「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理	B	B	B	3	92
		県有建築物の計画的な保全の推進	B	B	B	3	93
		公共土木施設のストックマネジメントの推進	B	B	B	3	95
		農業水利施設のストックマネジメントの推進	B	A	A	5	96
	(2)水道施設の強靱化の推進	水道施設の強靱化の推進	B	B	B	3	97
	(3)県有資産の有効活用	未利用地の有効活用	A	B	A	5	99
		県有資産を活用した広告事業の推進	B	B	B	3	100
県有施設への新エネルギー等の積極的な導入		B	B	B	3	101	

■ 取組実績

改革 1

効果的・効率的な行政運営

改革 1 効果的・効率的な行政運営

1 「人財」育成


(1) 研修の充実

取組項目	職員研修の実施	〔公務研修所〕			
現状・取組の方向性	<p>公務研修所における職員研修は、「みやぎ人財育成基本方針」に基づき実施しており、平成28年9月に本方針を改定した趣旨である東日本大震災の経験の反映や、社会環境の変化及び職員を取り巻く環境変化等への対応を踏まえ、引き続き「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成に取り組んでいくこととしています。</p> <p>取組の方向性については、本方針に掲げる「自律型人財の育成」「政策力の一層の強化」「庁外の人々との交流の拡大」「マネジメント力の一層の強化」「キャリア形成の積極的支援」に即して、階層別研修、選択制研修及び派遣研修等の充実強化を図りながら、研修所研修を推進します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 職員研修の充実・強化		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>「みやぎ人財育成基本方針」に沿い、「自律型人財の育成」、「政策力の一層の強化」、「庁外の人々との交流の拡大」、「マネジメント力の一層の強化」及び「キャリア形成の積極的支援」を基本方向とする「令和2年度研修所研修の基本計画」に基づき、研修所研修の充実を図りました。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から7月中旬まで研修の実施を見送り、選択制研修を中止せざるを得ない状況となりましたが、その後、感染対策を万全に行いながら、階層別研修では、新任職員研修や主事・技師級研修など、計15研修、延べ1,333人が受講修了しました。また、派遣研修では、東北自治研修所で実施する研修など、計17研修、延べ80人が受講修了しました。</p> <p>さらに、自主研修として、感染症対策としても有効であるeラーニング研修を拡充して実施することとし、計352人が受講修了しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>全期間を通じて「みやぎ人財育成基本方針」に掲げる職員が目指す職員像である「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成に取り組みました。</p> <p>令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症等の発生に伴い、研修の開講が難しくなった時期もありましたが、集合型研修を実施できない状況でも受講可能であるeラーニング研修の拡充、音声データの配信による開講や受講人数を制限して回数を増やすなどの感染対策を講じ、人財育成が滞ることのないよう研修計画を随時見直しながら取り組みました。</p>					

	さらに、将来の組織運営を見据えた早期からのマネジメント力の育成や、東日本大震災後に採用された職員が全体の3割超となったことから、東日本大震災で得た教訓や知識、ノウハウ等を伝承し、今後の大規模災害発生時の対応に活かしていくための演習・現地研修の追加など、中長期的な視点を含めた研修内容の充実を図りました。
--	---

取組項目	職員の法務能力の向上	〔県政情報・文書課〕			
現状・取組の方向性	<p>震災からの復興を迅速かつ円滑に進めるとともに、地方分権型社会の実現を図るためには、個々の職員の法務能力の向上が重要です。</p> <p>このことから、法律相談を通じ、各課室等の有する様々な行政課題に対し、法的視点からの助言を行っているほか、法的視点から行政課題を検討する際に参考となる書籍等の文献の整備などにより、職員のリーガルリサーチ環境の充実に努めています。</p> <p>そのほか法務に関する知識の共有を目的とした庁内イントラネットを活用した資料提供や職員に対する研修などにより、職員の法務能力の向上を図っています。</p> <p>今後も、職員が日々の業務における法律問題に適切に対応できるよう取組を継続します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 法令班員による法律相談、判例検索システムの利用環境の提供、法令関係専門書等の文献等の整備・提供、法務に関する新任職員研修		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>職員からの県行政に係る様々な課題に関する相談に対し、法務担当職員を中心に法的な観点からのアドバイスを行うことにより、課題解決に向けた支援を行いました。</p> <p>また、法務担当職員が公務研修所の新規採用職員研修における「法令の基礎知識」に関する研修の講師を務めたほか、庁内イントラに「法務担当News」を随時掲載し、法的論点やトピック等を情報提供することにより、職員の法務能力の向上を図りました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>法務担当職員による法的な観点からのアドバイスにより、県行政に係る様々な課題の解決に大いに資することができました。</p> <p>また、新規採用職員研修への対応や「法務担当News」の掲載等による法的論点やトピック等の提供により、職員の法務能力の向上とともに、「行政活動は法律に基づき、法律に従って行わなければならない」ということに対する意識の向上を図ることができました。</p>					

(2) 政策企画力の向上				
取組項目	政策提案コンテストによる県政の活性化	〔総合政策課〕		
現状・取組の方向性	<p>職員の政策力の向上は、本県が震災を乗り越え、更なる発展を遂げるために必要不可欠です。平成25年度から開催してきた「政策提案コンテスト」には毎年多くの提案が寄せられています。提案の中には、コンテストを契機に担当課等により検討が進められ、事業化されるものも出てきました。</p> <p>このような政策提案の場を設けることで、職員が自ら政策を提案する機会が確保され、特に若手職員にとっては、政策立案やプレゼンテーションの貴重な経験となることから、県庁全体の政策力の向上につながると期待されます。また、コンテストの場で評価することで、前向きに知恵を出し合おうとする意欲的な職員を増やし、組織としてもそれを積極的に評価する機運を醸成することができます。</p> <p>今後も引き続き、宮城の将来に向けた斬新な政策アイデアの発掘、職員の政策立案能力、プレゼンテーション能力の向上を図るため、政策提案コンテストを開催します。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 政策提案コンテストの開催	A		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 令和元年度よりコンテスト提案者への審査結果のフィードバックを新たに実施したことで、提案者の意欲向上につながり、前年度を大きく上回る52件の応募がありました(前年比157%)。また、予備審査の段階で提案内容に係る関係課室との意見交換を新たに実施したことで、実現可能性の高い提案が本審査に残り、本審査後の関係課室との事業化に向けた検討をスムーズに行うこともできました。</p> <p>さらに、本審査ではWEB会議システムを活用し各事務所からの聴講を可能としたことで、本コンテストへの職員の関心を一層高めることができました。</p> <p>【全期間の成果】 本コンテストは、宮城の将来に向けた斬新な政策アイデアの発掘、職員の政策立案能力、プレゼンテーション能力の向上を図ってきました。</p> <p>コンテストへの応募件数は年々増加しつつあり、平成30年度の本審査で第一位となった「子ども食堂での漁業者による魚食普及活動への支援」は令和元年度に関係部局で事業化が検討され、令和2年度に事業化されるなど、職員の意欲の向上につながるとともに、県庁全体の政策力の向上を図ることができました。</p>					

2 仕事の進め方の効率化・働き方改革

(1) 柔軟な働き方の推進

取組項目	柔軟な働き方の推進	〔人事課／行政経営推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>子育てや介護など様々な事情を抱える職員が増える中、県民サービスを低下させないためには、それぞれの職員が持てる力を十分に発揮できる環境を整えることが必要です。</p> <p>そのためには、働き方に係る時間や空間の制約をできるだけなくしていくことが効果的であり、あらかじめ定められた勤務場所以外での柔軟な勤務が可能な体制を構築する必要があります。</p> <p>具体的にはテレワークの各種形態について、試行中のサテライトオフィスは、引き続き利用状況を踏まえてより使いやすい形態を工夫していくほか、モバイルワークや在宅勤務も含めて、制度やセキュリティ、ハード等の課題を明らかにした上で、積極的に導入に係る検討を行います。</p> <p>また、平成28年度から試行してきた朝型勤務を本格実施するとともに、本庁に勤務する職員を対象にしてきた時差通勤制度を地方機関に勤務する職員を含む全職員に拡充するほか、勤務間インターバル制の導入など勤務時間制度の弾力的な運用について検討を進めます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ テレワーク導入検討，一部試行		A			
◆ 勤務時間制度の弾力的運用検討		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□テレワーク導入検討，一部試行 【令和2年度】</p> <p>サテライトオフィス勤務は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を目的として延べ20人の利用がありました。モバイルワークは，令和4年度の本格導入に向けて，モデル所属等による実証事業を開始しました。在宅勤務は，新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的とした制度を創設するとともに専用パソコンの設置等，実施環境を整備しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>実証事業等を通じて，勤務形態ごとに，より活用しやすい制度導入に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィス勤務については，平成30年度及び令和元年度は延べ86人，令和2年度は延べ20人の利用がありました。 ・モバイルワークについては，令和2年度から実証事業を開始しました（令和元年度は16所属，令和2年度は21所属で試行）。 ・在宅勤務については，令和2年度は約1,500人日の利用がありました。 <p>□勤務時間制度の弾力的運用検討 【令和2年度】</p> <p>時差勤務(B勤務)に加え，試行的に実施している5つのパターン(時差1～時差5)の時差</p>					

勤務に関して、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点も踏まえ積極的な活用を推進した結果、時差勤務制度の利用者が増加（平成31年1月：443人→令和3年3月：815人）しており、一定の成果が認められました。

【全期間の成果】

職員の柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とするため、従来、本庁職員のみ認められていた時差通勤(B勤務)を平成30年度に時差勤務として全庁的に拡大し、平成31年1月からは、勤務区分を拡充した時差勤務制度を試行的に導入し、職員のニーズ等も踏まえて制度の改善に努めた結果、利用者が増加し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られています。

なお、令和3年4月から時差勤務に係るこれら2つの制度を一部拡充した上で統合し、恒常的な制度としています。

(2) 職場環境の改善				
取組項目	職場環境の改善	〔行政経営推進課／職員厚生課〕		
現状・取組の方向性	<p>限られた人員で業務を効果的・効率的に進めていくため、職場環境改善の取組を推進します。</p> <p>まず、執務環境について、いわゆる5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の推進等による整備の必要性について啓発するとともに、各職場における自主的な取組を推進します。</p> <p>また、職員の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成を図るために、労働安全衛生規則及び職員安全衛生管理規程に基づく計画的な産業医による職場巡視等を実施し、快適な職場づくりにつなげます。</p> <p>更に、組織として職員間コミュニケーションの重要性の喚起、各職場の効果的な取組の集約・情報提供、メンタル不調の一次予防対策として実施しているメンタルヘルスセミナーにおける傾聴スキルの習得などの適切なコミュニケーションのカリキュラムの取り入れ等により、各職場で風通しのよい職場環境の醸成を推進します。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の推進	A		
	◆ 計画的な職場巡視の実施	B		
	◆ 職場内のコミュニケーションの促進	B		
	◆ メンタルヘルスセミナーの受講推奨	B		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の推進，職場内のコミュニケーションの促進 【令和2年度】</p> <p>執務室内の執務環境について、5Sを一層推進するため、また、職場内のコミュニケーションの促進を目的として「みんなで取り組む5S活動」を総務部内各課室において実施しました。</p> <p>さらに、この取組みについて各部局の主管課長が集まる会議において情報提供し、他部局への周知も行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>「県民サービス向上通信」や「行革通信」で参考となる民間企業等での取組の紹介や「みんなで取り組む5S活動」の取組を通じて、職員の意識啓発と各職場における自主的な取組を推進することができました。</p> <p>また、コミュニケーションを活性化するためのツールや仕組みとして、内部統制のモニタリングシステムや5S活動を活用し、実践かつ効率的なコミュニケーションの取組を行うことができました。</p> <p>□計画的な職場巡視の実施 【令和2年度】</p> <p>産業医による職場巡視は、本庁45箇所，地方機関37箇所を実施し、継続した整理整頓への取組を各所属に働きかけました。今年度は新型コロナウイルス感染症の対応についても聞き取り，助言を行いました。</p> <p>職場巡視による職場環境改善の効果について、管理職メルマガやイントラへの掲載を通</p>					

じて、各所属の管理監督者や安全衛生担当者に広く周知しました。

【全期間の成果】

計画的に巡視を実施し、継続した整理整頓への取組を働きかけました。職場環境の改善についての意識を醸成することができました。

□メンタルヘルスセミナーの受講推奨

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により一部開催できないセミナーもありましたが、開催したセミナーでは、傾聴のロールプレイや、声かけのポイント等実践的な内容も取り入れ、職員の満足度は高い結果でした。

【全期間の成果】


開催したセミナーは職員の満足度も高く、一般職員・管理職員ともにメンタルヘルスに関する意識向上が図られました。

(3) 業務改善の推進				
取組項目	業務改善の推進	〔行政経営推進課／会計課〕		
現状・取組の方向性	<p>復興事業など多くの事業を抱える中で、各業務をより効率的に実施する必要があることから、これまでの慣習や前例にとらわれず、ICT等を活用した業務改善ツールの導入や各職場の創意工夫による取組を推進することで、事務事業の迅速化と生産性の向上を図ります。</p> <p>また、業務改善を組織的に進める意識を醸成するため、業務効率化の考え方や業務見直しの視点について情報提供するとともに、各職場の業務改善事例を全庁的に周知し、優れた取組を表彰するなど、改善意欲の向上を図ります。</p> <p>会計事務については、財務規則をはじめとする各種例規の見直しや、各種マニュアル及び質疑応答等の充実を図るとともに、庁内周知を推進することにより、職員の事務負担軽減を図ります。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 業務改善策の推進	A		
	◆ 業務改善提案の募集	A		
	◆ 業務改善事例の集約と活用	A		
	◆ 会計事務の簡素化・効率化の推進	B		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果


総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p>□業務改善策の推進、業務改善提案の募集、業務改善事例の集約と活用 【令和2年度】</p> <p>単純で定型的な事務作業を自動処理できるRPAの導入に向けて、実証事業の結果を踏まえた課題と導入の方向性等の検討を行いました。また、Web会議システムの本格導入に向けた運用方法の検討や通信帯域の負荷状況の検証を行い、令和3年度の本格導入に向けた運用体制を整備しました。</p> <p>職員提案及び事務改善実績を募集し、あわせて72件の応募がありました。そのうち、改善効果の高い12事例を表彰するなど優良事例の普及を図りました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>ICTの活用等により事務処理の迅速化と効率化に努めるとともに、業務改善事例の表彰などにより、業務改善の意識醸成を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した業務効率化ツールの導入検証等を行い、議事録作成支援システムやWeb会議システム、RPA等を導入することとしました。 ・応募総数211件のうち35件を表彰しました。 <p>□会計事務の簡素化・効率化の推進 【令和2年度】</p> <p>事前合議制度の廃止、資金前渡口座届出印の公印への統一、見込み前渡経費の拡大など、所要の改正を行い、会計事務の簡素化・効率化を図りました。また、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、押印が省略された請求書や電子データによる請求書の提出を可能とする取扱要望に対して、振込先口座等が明記された押印文書（債権者押印文書）を事前に届け出ることで、請求書提出時点での押印を省略することができる運用に改正しました。</p>					

	<p>質疑応答を適宜更新するなど庁内リンク集「職員の会計事務のページ」等を充実させるとともに、ニュースレターを年6回発行し、職員に会計制度をわかりやすく周知しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>事務負担や費用対効果等を考慮の上、事務の簡素化・効率化のための所要の改正を行い、会計事務の簡素化・効率化を図りました。</p> <p>質疑応答を適宜更新するなど庁内リンク集「職員の会計事務のページ」等を充実させるとともに、ニュースレターを発行し、職員に会計制度をわかりやすく周知しました。</p>
--	--

(4) 情報システムを活用した効率化				
取組項目	情報システムの最適化の推進	[デジタルみやぎ推進課]		
現状・取組の方向性	<p>効果的かつ効率的な IT 投資を行うことにより、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図ることを目的として平成21年2月に「宮城県情報システム最適化計画」を、計画終了後の平成26年度には、コスト削減だけではなく、システム化の推進やセキュリティの確保も含めた情報システムの総合的な最適化を目的とした「宮城県情報システム最適化計画（第2期）」を策定し、情報システム調達ガイドラインに基づく情報システム調達の統括管理や職員研修等を実施し、県が所管する情報システムの最適化を推進してきました。</p> <p>計画は終了しましたが令和2年度も引き続き、ガイドラインに基づく統括管理等を実施し、情報システムの最適化を推進します。</p>			
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度
◆ 情報システム調達ガイドラインに基づく情報システム調達の統括管理及び、各種研修の実施		B		


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>県が所管する情報システムについて、業務のシステム化の推進、コストの抑制、セキュリティの確保を図るため、情報システム調達の統括管理、各種研修会等を実施しました。また、県行政の情報化基盤整備を担う情報システム調達ガイドラインをみやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）の改訂に合わせ見直しを行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>県が所管する業務のシステム化が順調に進みました。セキュリティ対策等により情報システムに係るコストが増加傾向にありますが、全期間を通して適正な水準に抑制されました。また、宮城県情報システム最適化計画（第2期）は計画期間が終了しましたが、情報システムの最適化の推進は、みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）の個別施策の1つであり、理念についても継承されています。</p>					

取組項目	社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の推進	[デジタルみやぎ推進課]			
現状・取組の方向性	<p>社会保障・税番号制度※が開始されたことに伴い、地方公共団体では、法律の定めに従い、関連情報を事務の効率化に活用することが可能となりました。</p> <p>今後、社会保障・税番号制度の効率的な運用を目指した庁内のシステム整備等を行うとともに、制度を有効に活用し、手続きの簡略化など事務の効率化と県民の利便性の向上を図る取組を推進します。</p> <p>※ 社会保障・税番号制度：国民一人ひとりに固有の「個人番号（マイナンバー）」を割り当て、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行えるようにする制度。社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として整備。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
◆ 社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の推進		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B																													
コメント	<p>【令和2年度】 業務主管課の担当者に対し、制度概要と令和2年度のスケジュール、対応事項等について、説明会を開催しました。</p> <p>番号制度業務新任職員に対して、番号連携サーバー等の研修会を実施しました。（8回 93名参加）</p> <p>また、市町村番号制度業務新任職員に対しては、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合型の研修会に代わり音声付きの資料を配布し、あわせて、庁内の業務主管課へも配布しました。（35市町村 庁内129所属）</p> <p>【全期間の成果】 毎年、継続的な制度説明や操作研修等を実施したことで、当該制度担当者等における知識の習得及び操作技術の向上が図られ、当該制度を活用した効率的・効果的な事務の推進につながりました。</p> <p>さらに、当該制度を活用した事務も増加し、県民の利便性の向上が図られました。</p> <p>◆情報連携 県の事務の数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">法定事務全体 (別表1)</th> <th colspan="3">県の事務</th> </tr> <tr> <th>法定事務</th> <th>独自利用事務</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29. 5. 30～</td> <td style="text-align: center;">1 0 0</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3 6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3 8</td> </tr> <tr> <td>H30. 1. 1～</td> <td style="text-align: center;">1 0 3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30. 4. 1～</td> <td style="text-align: center;">1 0 4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3 9</td> </tr> <tr> <td>H31. 4. 1～</td> <td style="text-align: center;">1 0 4</td> <td style="text-align: center;">1 0</td> <td style="text-align: center;">4 6</td> </tr> <tr> <td>R3. 4. 1～</td> <td style="text-align: center;">1 0 6</td> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td style="text-align: center;">4 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※独自利用事務 H30 から①療育手帳交付、②特別支援教育就学奨励費補助金交付、③私立中学校等修学支援 H31 から④私立高等学校等学び直し支援、⑤私立高校生等奨学給付金の支給、⑥特定疾患に係る医療費用の交付、⑦不妊治療費用の助成、⑧先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付、⑨公立高等学校等学び直し支援、⑩公立高校生等奨学給付金支給 R3 から ⑪私立高校等専攻科修学支援、⑫公立高校等専攻科修学支援</p>							法定事務全体 (別表1)	県の事務			法定事務	独自利用事務	合計	H29. 5. 30～	1 0 0	3 6	2	3 8	H30. 1. 1～	1 0 3			H30. 4. 1～	1 0 4	3	3 9	H31. 4. 1～	1 0 4	1 0	4 6	R3. 4. 1～	1 0 6	1 2	4 8
	法定事務全体 (別表1)	県の事務																																	
		法定事務	独自利用事務	合計																															
H29. 5. 30～	1 0 0	3 6	2	3 8																															
H30. 1. 1～	1 0 3																																		
H30. 4. 1～	1 0 4		3	3 9																															
H31. 4. 1～	1 0 4		1 0	4 6																															
R3. 4. 1～	1 0 6		1 2	4 8																															

取組項目	基幹業務システムの構築	〔デジタルみやぎ推進課／人事課／行政経営推進課／財政課／管財課／会計課／契約課〕			
現状・取組の方向性	<p>現状では、本県の基幹業務システムに関しては、財務関係（予算編成、財務総合管理等）の一連の業務において、決算統計業務がシステム化されていないことにより、職員がオフィスソフト等で決算統計の処理を行っているなど、効率性及び汎用性に課題があります。</p> <p>予算から決算までを連結した汎用的なシステムを導入することなどにより、業務の省力化及び正確性の向上を実現することができます。</p> <p>今後は、関連するシステムの関係各課と調整しながら開発体制の整備及び制度改正を含めた業務の見直しを行い、令和5年度からの稼働を目標にシステム構築の取組を推進します。</p> <p>なお、地方公会計^{※注}について、基幹業務システムの機能のひとつとして、日々仕訳を行う機能を追加することにより、財務書類作成業務の効率化と仕訳結果の検証による財務書類の精度向上を図ります。また、ワーキンググループを設置し、事業や施設といったセグメントごとの分析や、効果的な財務書類の活用手法について検討を進めます。</p> <p>※注 複式簿記・発生主義といった企業会計の考え方を取り入れた統一的な基準によって、固定資産台帳や財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書等）を作成することで、現行の現金主義会計では把握しにくかったストック情報やコスト情報の可視化を図るもの（平成28年度決算から導入）。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 基幹業務システムの構築		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>システム構築事業者及び公会計システムなど関連するシステムの関係各課で打合せを行い、基幹業務システムの構築のための要件定義及び基本設計を行いました。</p> <p>地方公会計については、基幹業務システムの機能のひとつとして、日々仕訳を行う機能を追加することとしました。また、複式簿記に関する理解を深めるため、実務担当者及び管理監督者向けに研修を開催するとともに、地方公会計活用ワーキンググループにおいて、事業別セグメント分析を実施し、効果的な分析手法や活用方法の検討を進めました。</p> <p>さらに、令和5年度からの基幹業務システムに合わせた給与支給事務等の集約化に向けて、集約事務の範囲や各種システムへの反映などについて検討しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>令和5年度からの基幹業務システム稼働に向けて、各システムの管理者からヒアリング等を行い、次期システムで実現したい機能を盛り込んだ調達仕様書を作成し、システム構築事業者を決定、契約を締結しました。また、システム関係各課と打合せを行い、要件定義及び基本設計を行い、基幹業務システムの構築を進めました。</p> <p>地方公会計については、日々仕訳機能の導入に取り組み、庁内向けの研修を開催して複式簿記に関する理解を深めるとともに、地方公会計活用ワーキンググループにおいて、県有施設や事業別のセグメント分析を実施し、効果的な分析手法や活用方法の検討を進めました。</p> <p>さらに、基幹業務システム稼働に合わせて、職員一人ひとりの事務量削減、事務処理レベルの標準化、事務処理誤りの削減のため、給与支給事務等の集約化に向けた対応の方向性を策定しました。</p>					

(5) 業務の進め方の効率化					
取組項目	外部委託の活用の推進	〔疾病・感染症対策課／事業管理課〕			
現状・取組の方向性	<p>復興業務やそれ以外の重点業務に係る人員不足が続いていることから、これを補い、業務の円滑な執行を図るため、県では様々な業務において外部委託の導入を進めています。</p> <p>震災復興計画の発展期においても、引き続き外部委託を適切に活用し、事業の加速化を図ります。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆	指定難病等医療費助成制度に係る申請データ入力業務の外部委託	B			
◆	発注者支援業務等外部委託の活用	A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□指定難病等医療費助成制度に係る申請データ入力業務の外部委託</p> <p>【令和2年度】 申請データのシステム入力業務の外部委託により、業務の省力化・効率化が図られました。（実績 12,565 件）</p> <p>【全期間の成果】 申請データのシステム入力業務の外部委託により、業務の省力化・効率化が図られました。（平成30年度から令和2年度の3か年実績 35,573 件）</p> <p>□発注者支援業務等外部委託の活用</p> <p>【令和2年度】 22 件の発注者支援業務を実施し、年度内に概ね完了しました。</p> <p>【全期間の成果】 復興・復旧事業による事業量の増加に伴うマンパワー不足を解消するため、工事積算、工事監督業務、関係機関協議等の外部委託を導入した結果、職員の業務負担軽減が図られたとともに、令和2年度までに、復興・復旧事業を概ね完了することができました。</p>					

取組項目	組織を横断した事業の推進	〔自然保護課／農山漁村なりわい課 ／みやぎ米推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>業務の進め方の効率化や県民サービス向上のため、組織を横断した事業を推進します。</p> <p>野生鳥獣による農林水産被害や生活環境被害（車両との衝突事故，家屋等の破損），人身被害，河川堤防の掘り返し被害等の削減に向け，関係する部署が情報を共有し，共通の現状認識の下，部局横断的に対策を進めていく必要があります。そのため，鳥獣管理を担当する自然保護課と農作物被害対策を担当する農産環境課をはじめ，関係部署との連携を進め，多様な野生鳥獣被害について対策を検討し，実施します。</p> <p>農業関係の支援施策については，県，国，市町村，民間・団体による支援施策が多岐にわたるため，施策の全体像が見えにくく，現地が抱える課題に最も適する事業や施策の選定・組み合わせについて十分な検討が出来ない状況です。そのため，農業者や農業者団体等を対象に組織を横断した事業説明会・相談会を開催することで，支援施策の有効かつ効果的な活用を図ります。</p> <p>さらに，課・組織を横断した斜めや横の関係が出来ることによる意思疎通や風通しの良い組織文化の充実を図ります。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 野生鳥獣被害対策の推進 ◆ 農業支援施策のマッチングの推進 		<p>A</p> <p>B</p>			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p><input type="checkbox"/>野生鳥獣被害対策の推進</p> <p>【令和2年度】</p> <p>自然保護課と農山漁村なりわい課が共同で市町村鳥獣担当者を参集する会議を1回開催し，一度の機会に両課に関する情報を提供することで理解しやすくなり，効率的で効果的な取組となりました。また，若年層での捕獲の担い手育成を図るため，両課及び農業大学校が連携し，同校の学生のほか農業高校の生徒を対象に，狩猟に関する知識も含めた鳥獣害対策の授業を実施しました。</p> <p>さらに，環境省からの交付金により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と，農林水産省からの交付金により市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業による捕獲時期の調整を図り，国費の重複支援を回避するとともに，切れ目のない捕獲事業を実施しました。</p> <p>このほか，両課が共同で市町村や狩猟者を対象に，ツキノワグマ及びニホンジカに関する研修会を開催しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>市町村鳥獣担当者会議の共同開催や，農業大学校と連携した学生への鳥獣被害対策の授業の実施により，部局横断的に情報共有・連携強化が図られ，効果的な野生鳥獣被害対策を推進することができました。また，指定管理鳥獣捕獲等事業と有害鳥獣捕獲事業について，それぞれの事業の捕獲時期が重複しないよう調整を行い，円滑な事業実施が行われました。</p> <p><input type="checkbox"/>農業支援施策のマッチングの推進</p> <p>【令和2年度】</p> <p>市町村や農業団体等との情報交換により地域課題と要望の把握に努めるとともに，農業</p>					


支援施策を取りまとめたガイドブックを県ホームページに掲載しました。また、農業機械・施設等の整備事業を取りまとめ、市町村や農業団体、農業者に対する指導助言に活用するなどして、現場のニーズにマッチした農業支援施策の活用促進を図りました。

【全期間の成果】

国や県等が行う様々な農業支援施策を取りまとめ、わかりやすく整理したガイドブック等を活用しながら、ホームページへの掲載や担当者会議の開催、相談対応等を通じて、現場が抱える課題の解決に最も適する農業支援施策の活用促進を図りました。

3 実施事業の選択と集中

(1) 発展期における事業重点化の方針の策定

取組項目	政策財政運営の方針の策定	〔総合政策課／財政課〕			
現状・取組の方向性	<p>震災からの一日も早い復旧・復興が県政の最優先課題であることから、限られた行政資源の効果的・効率的な配分を行い、復旧・復興を着実に進めるとともに、創造的な復興に向けた取組を力強く推進していくことが必要です。</p> <p>このため、年度毎に政策・財政会議で政策財政運営の基本方針及び予算の編成方針を策定し、これに基づき適切な行財政運営を行います。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 政策財政運営の基本方針の策定		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 令和2年度をもって終了する宮城の将来ビジョン等の理念を継承した「新・宮城の将来ビジョン」が令和3年度からスタートするに当たり「政策展開の方向性」を見直し、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」と4つの「政策推進の基本方向」を加えた、計5つの方向に合わせた構成としました。</p> <p>「財政運営の方向性」として、「新・宮城の将来ビジョン」の初年度となる令和3年度当初予算編成においては、県政の課題や社会情勢の変化などを踏まえ「宮城の将来像」実現に向けた取組と喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策事業に重点的に予算配分を行いました。また、東日本震災からの復興については、ソフト事業を中心に引き続き予算計上を行い、復旧・復興の完遂に向けた取組についても着実に推進しました。</p> <p>【全期間の成果】 年度毎に政策・財政会議で本県の政策財政運営の基本方針及び予算の編成方針を決定し、これに基づき適切な行財政運営を行いました。</p> <p>東日本大震災からの復興事業に加え、新型コロナウイルス感染症対策事業や「新・宮城の将来ビジョン」の推進事業など、その時々において必要となる事業に対して適切な予算配分を行いました。</p>					

(2) 事務事業の見直し					
取組項目	事務事業の見直し	〔人事課／財政課／行政経営推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>「発展期」においては、震災からの復興を一層スピードアップするため復興事業に重点的に取り組んでいく必要がある一方で、震災前から引き続きある地域課題や新たな行政需要に対応した事業についても、優先度・重要度を考慮しながら実施していかなければなりません。</p> <p>復興後を見据えたとき、働き方改革を含む事務の効率化と、新たな課題や重要課題への対応に必要な人員・予算が必要です。そのため、復興の完遂と復興後の新たな宮城への移行に向け、より効果の高い事業をより効率的に実施するための事務事業見直しを行います。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆	予算編成段階での見直し	B			
◆	事務事業見直し	A			



■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p><input type="checkbox"/> 予算編成段階での見直し</p> <p>【令和2年度】</p> <p>「政策財政運営の基本方針」や「当初予算の編成方針」に基づき、予算編成過程において徹底した事業の見直しを行いながら、病床確保など新型コロナウイルス感染症対策予算の確保と「新・宮城の将来ビジョン」の推進に向けた子育て支援や教育・福祉の充実、各分野における人材確保対策など県政課題を解決するための施策への重点的な予算配分の両立を図るとともに、中長期的な対応が必要となるソフト事業を中心に復興予算を確保しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>各年度の当初予算編成に先立ち「政策財政運営の基本方針」を定め、震災対応分を優先しながらも、通常分については必要性や適時性、優先度などの観点で徹底した見直しを行った上で、その時々で求められる施策に予算を重点配分するなど、メリハリの効いた予算編成を行いました。</p> <p><input type="checkbox"/> 事務事業見直し</p> <p>【令和2年度】</p> <p>「新・宮城の将来ビジョン」の初年度を迎えるにあたり、限りある時間と人材を有効活用するための「効果的・効率的な事務執行体制・方法の構築」や、「より効果の高い事業を、より効率的に実施することを目指す事務事業見直し」に令和元年6月から着手し、その効果を令和3年度当初予算及び「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に反映させました。</p> <p>また、業務効率化や経費削減等の効果が見込める取組について、全国調査の結果も踏まえながら実現可能性と取組効果の検討を進め、最終的な方向性等をロードマップとして整理しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>「政策財政運営の基本方針」や「当初予算の編成方針」に基づき、予算編成過程において継続的に事業の見直しを行うことに加え、令和元年度から2年度にかけて「新・宮城の</p>					

	<p>将来ビジョン」の推進に当たり必要となる人的資源や財源を確保するため全庁的に事務事業見直しを実施し、新ビジョンを推進する取組について重点的な予算化を図りました。</p> <p>また、組織全体の事務の最適化や共通課題の解決に向けた取組を検討し、時間と人材を有効活用していくための具体的な取組を明確にしました。</p>
--	---

4 柔軟な組織体制の整備

(1) 柔軟な組織体制の整備




取組項目	定期的な組織機構の見直し	〔人事課／復興支援・伝承課〕			
現状・取組の方向性	<p>県の組織機構については、復旧・復興に向けた取組状況等を勘案しながら、これまでも柔軟に組織の見直しを進めてきましたが、新たな行政需要等にも迅速かつ適切に対応するため、引き続き政策・施策の重点化と連動した組織体制の見直しを進めます。また、震災復興計画の推進や復興に係る様々な課題等の解決に向け部局横断的に取り組んできた「宮城県震災復興本部」については、復興の進捗に合わせた課題に柔軟に対応できるよう運営します。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
◆ 効率的かつ効果的な組織の再編		A			
◆ 宮城県震災復興本部の運営		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<input type="checkbox"/> 効率的かつ効果的な組織の再編 【令和2年度】 令和3年度に向けた組織体制としては、引き続き東日本大震災及び東日本台風からの復旧・復興事業に取り組むとともに、令和3年度からスタートする「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、課室数の増加を必要最低限に押さえながら、「復興・危機管理部」の新設や行政デジタル化の対応等を行いました。					
	【全期間の成果】 東日本大震災等からの復旧・復興事業に加え、新型コロナウイルス感染症やデジタル化の推進など、県を取り巻く環境の変化を見極めながら、効率的かつ効果的な組織体制の構築に取り組みました。					
コメント	<input type="checkbox"/> 宮城県震災復興本部の運営 【令和2年度】 「政策・財政会議」との併催等により震災復興本部会議を開催し、震災復興事業の進行管理等を行うなど、復興の総仕上げに向け、関係部局との総合的な調整を図りました。また、震災復興計画が令和2年度末で終期となることから、当該本部の令和3年度以降の在り方を検討し、同計画終了後においても、復興施策の総合調整を行う場として、引き続き継続するものとししました。 ◇令和2年度開催数：6回					
	【全期間の成果】 震災復興計画の推進・進行管理に加え、復興財源や震災後の産業再生、被災者の生活再建に向けた中長期的な支援等に係る部局横断的な対応を図ることができました。また、震災復興計画終了後においても、当該本部の存続により、復興施策の確実な実施を図っていくものとししました。					

5 リスクマネジメント

(1) 防災体制の整備

取組 項目	地域防災計画等の見直し	〔復興・危機管理総務課／防災推進課 ／原子力安全対策課〕			
現状・ 取組の 方向性	<p>宮城県地域防災計画については、震災時の検証や国の防災基本計画の見直し等を踏まえ、毎年度修正を行っています。今後も、災害対策基本法の改正等災害対策の見直しに合わせて修正します。</p> <p>なお、その際には、関係機関や有識者からいただいた意見を必要な対策に反映させます。</p> <p>また、原子力災害対策については、原子力災害対策指針等の改定に応じて地域防災計画を随時修正し、原子力災害対策重点区域を含む7市町と連携して必要な対策を講じます。</p> <p>さらに、震災後に見直した各種の災害対応対策マニュアルについても、訓練時に検証・確認を行いながら、状況に即した改正を随時行います。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R 元年度	R2 年度
◆ 地域防災計画の見直し		A			
◆ 原子力防災体制の強化		A			
◆ 各種災害対応対策マニュアルの見直し		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p><input type="checkbox"/>地域防災計画の見直し</p> <p>【令和2年度】 国の防災基本計画の修正等に合わせ、国、県及び防災関係機関で構成する防災会議において、地域防災計画を的確に修正しました。</p> <p>【全期間の成果】 東日本大震災を受けて得られた教訓や課題のほか、災害対策関係法令、ガイドライン及び防災基本計画等の見直しも踏まえた修正を適時・的確に行ってきた結果、より実効性の高い計画になりました。</p> <p><input type="checkbox"/>原子力防災体制の強化</p> <p>【令和2年度】 地域防災計画〔原子力災害対策編〕について、令和2年6月22日に開催された原子力防災会議において国の了承を得た「女川地域の緊急時対応」や、新型コロナウイルス感染症等の流行下における対応に関する事項等を追加するなど修正を行いました。</p> <p>また、令和2年度に予定していた国との原子力総合防災訓練が新型コロナウイルス感染症の流行により延期となったため、市町と避難退域時検査訓練・通信訓練や避難所受付ステーション運営訓練等を実施しました。</p> <p>原子力災害時の住民避難において、避難経路上必ず通過することとなる避難所受付ステーションの運営について、「避難所受付ステーション運営ガイドライン」を作成し、関係機関へ周知しました。</p> <p>【全期間の成果】</p>					

地域防災計画〔原子力災害対策編〕については、平成30年度以降、毎年行われた国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正を踏まえ、その都度、宮城県防災会議での決定を経て、修正を行いました。

原子力防災訓練については、市町等の防災関係機関と連携して、毎年実施し、防災担当職員の技能向上や課題の改善、住民が参加した避難訓練を通じた防災意識の醸成を図りました。

また、関係市町や消防機関等に対し、放射線防護のための各種資機材や緊急時モニタリングに必要な放射線測定機器等を配備するなど、原子力災害対策の推進を図りました。



□各種災害対応対策マニュアルの見直し

【令和2年度】

大規模災害応急対策マニュアル及び災害対策本部事務局運営内規等を見直し、令和2年6月12日に実施した6.12みやぎ県民の日総合防災訓練において検証・確認を行いました。また、訓練の振り返りを行い、さらなる改善に向けた準備を行いました。


【全期間の成果】

各種災害対応対策マニュアルについて、国の制度改正に合わせてとともに、訓練の実施から得られた課題等を反映する等、状況に即した見直しを行い、施策にあった災害対応マニュアルとなりました。

取組項目	市町村との広域的な防災ネットワークの構築	〔防災推進課／都市計画課〕			
現状・取組の方向性	<p>大規模災害時には、関係機関と連携し、迅速かつ的確な災害対応活動を実施するため、他県からの広域支援部隊のベースキャンプ用地や支援物資輸送中継拠点、傷病者の域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点を整備します。</p> <p>また、広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村施設から選定した圏域防災拠点との機能補完、相互連携によるネットワークの下、全県的な防災体制を整備します。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
◆ 広域防災拠点の整備		B			
◆ 市町村・関係機関との連携体制の構築		B			



■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□広域防災拠点の整備</p> <p>【令和2年度】</p> <p>J R貨物「仙台貨物ターミナル駅」の移転に必要となる岩切地区の農地転用手続を完了させることができました。</p> <p>また、J R貨物と駅本体に関する補償協定を締結することができました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>J R貨物「仙台貨物ターミナル駅」の移転に必要となる岩切地区の関係機関との協議を支援し、農地転用、道路、水路協議等を促進することができました。</p> <p>また、岩切地区において、移転計画地周辺の道路工事や水路工事、国道4号函渠工事等に着手することができました。令和3年度以降は駅本体工事が本格化する見込みです。</p> <p>□市町村・関係機関との連携体制の構築</p> <p>【令和2年度】</p> <p>圏域防災拠点として指定している施設の設置者と災害発生時の施設の活用方法等について、随時打ち合わせを行うとともに、拠点開設のための資機材等の操作研修を派遣職員向けに実施し、対応力の向上を図りました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>県内7圏域すべてに運営用資機材を整備し、圏域防災拠点として運用を開始するとともに、県総合防災訓練や防災担当者研修などを通して、関係機関との連携強化を図り、体制の充実に努めました。</p>					

取組項目	消防団員の確保に関する市町村への支援		〔消防課〕			
現状・取組の方向性	<p>消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化などから、消防団員数の減少、消防団員の高齢化などの課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。</p> <p>消防団員は地域防災の中核的存在であり、県と市町村の共通課題であることを認識し、消防団員確保のために必要な支援に取り組みます。</p> <p>特に、消防団員確保に有効な取り組みである機能別団員制度の導入促進に努めます。</p>					
目標	<p>成果目標 指標：機能別団員制度導入市町村数</p> <p>現状 平成29年4月1日現在 7市町村 → 目標 17市町村</p>					
具体的取組事例			R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 消防団員確保のための支援			B			


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度：機能別団員導入市町村数10市町村 令和元年度：機能別団員導入市町村数11市町村 令和2年度：機能別団員導入市町村数11市町村，検討中15市町</p>					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 前年度に引き続き、市町村が行う消防団員確保の支援を行い、「消防団活動・消防団員確保協力事業所表彰」を実施したほか、「みやぎ消防団員応援プロジェクト」推進及び市町村振興総合補助金の「消防団員確保・充実強化及び女性消防団員活動推進事業」の活用を促しました。</p> <p>なお、「消防団員確保対策等に関する意見交換会」については新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。</p> <p>【全期間の成果】 市町村に対し、消防団員確保のための支援事業を継続して実施し、課題の共有及び機能別団員制度の普及・啓発を図った結果、平成29年4月1日現在は7市町村であった機能別消防団員の導入市町村は、令和2年4月1日現在は11市町村となっており、導入を検討している市町も15市町になりました。</p>					

取組項目	消防職員・団員への教育訓練の実施	〔消防学校〕			
現状・取組の方向性	<p>震災以降、消防職員・団員に対する県民の期待と関心が高まる一方、災害の大規模化や複雑化の中で、より安全に活動できる体制の整備・組織運営が求められています。</p> <p>消防学校における消防職員・団員の教育訓練の実施に当たり、消防職員の高度専門的な技術と知識の修得のため、カリキュラムの充実を図るとともに、消防団員の受講機会を確保するため、研修の土曜・日曜開催や職員の現地派遣などにより教育環境を整備し、実践的かつ効果的な訓練を通じて消防職員・団員の資質向上に努めます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防職員の教育訓練カリキュラムの充実 ◆ 消防団員の教育訓練受講機会の拡充 		A	 		


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□消防職員の教育訓練カリキュラムの充実</p> <p>【令和2年度】</p> <p>宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅱ期：令和2年度～令和6年度）及び令和2年度教育訓練実施計画に基づき、消防職員を対象とした教育訓練を8課程実施し、高度専門的な技術と知識の習得を図りました。特に、救急措置の高度化に対応するため「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習」を新規教育として実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、特別教育「通信指令員教育講習」ほか3課程を中止しましたが、当校における「新型コロナウイルス感染症対応要領」を策定し、感染リスクを可能な限り低減し、継続的に教育訓練が行えるよう努めました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅰ期：平成27年度～令和元年度）の実績検証・評価及び消防環境の変化などを踏まえ、新規教育等を組み込んだ第Ⅱ期計画を策定しました。実火災型訓練施設を活用した教育訓練の充実や救急需要の増大を見据えた特別教育など、教育訓練カリキュラムの充実を図りました。</p> <p>□消防団員の教育訓練受講機会の拡充</p> <p>【令和2年度】</p> <p>宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅱ期：令和2年度～令和6年度）及び令和2年度教育訓練実施計画に基づき、消防団員の基礎教育2回を土日開催したほか、専科教育「警防科」ほか3課程についても土日開催とし、受講しやすい教育環境を整備することで、消防団員の知識・技術の向上を図りました。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育4回のうち2回を中止しました。</p> <p>また、消防団員や市町村職員等を対象とした研修会等で、地域防災力向上指導員による出前講座を実施するなど、防災知識の普及・啓発に取り組みました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>消防団員を対象とした教育訓練を土日開催とするなど、受講しやすい環境を整備し、受講機会の拡充を図りました。また、地域防災力向上指導員の出前講座等により、地域防災力の底上げや防災知識の普及・啓発に取り組みました。</p>					

(2) 県業務継続計画（BCP）の運用・見直し				
取組項目	県BCPの運用・見直し	〔復興・危機管理総務課〕		
現状・取組の方向性	<p>県では、地域防災計画において、大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策等の実施や県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすような優先度の高い通常業務を継続するため、平成28年3月に「宮城県業務継続計画（BCP）【本庁・地震編】」を策定しました。</p> <p>今後、地方機関業務継続計画（BCP）の策定を進めるとともに、個別に策定している土木部・企業局のBCPや情報システムのBCP（i-BCP）も含め、震災時の課題や訓練結果を踏まえて適宜見直しを行い、より実効性を高めます。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 県BCPの運用（土木部・企業局，i-BCP含む）	B		


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 宮城県業務継続計画（BCP）については、計画に基づき、災害発生を想定した登庁訓練などのBCP訓練を本庁全課室（警察本部を除く）及び一部地方機関まで対象を拡大した上で実施し、計画の実効性を高めるとともに、職員の防災意識の醸成を図りました。</p> <p>【全期間の成果】 宮城県業務継続計画（BCP）については、令和元年度に従来の「本庁・地震編」を地方機関まで拡張する改定を行うとともに、災害対応等の業務を適切に行うためにBCP訓練を実施し、対応力の向上に努めました。</p>					

(3) 業務の適正な遂行				
取組項目	内部統制システムの運用	〔行政経営推進課／会計課〕		
現状・取組の方向性	<p>県では、県民からの信頼確保や職員の意識改革のため、内部統制システムに関する推進要綱及び基本方針を定め、毎年度、行動計画に基づく継続的なPDCAサイクルの実施により、全庁を挙げて組織的・継続的に改善を図っているところです。</p> <p>今後も、内部統制の取組の更なる浸透・定着を図ることで、適正かつ効果的・効率的な行政運営を行い、県民の負託に応えます。</p> <p>また、地方自治法の改正により、令和2年度から内部統制評価報告書の議会報告等が義務化されることから、必要な運用の見直しを進めます。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 内部統制システムの運用	A		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>令和2年度の改正地方自治法の施行による令和3年度以降の議会報告を見据え、評価部局への実施報告書の提出から評価報告書の監査委員への提出、監査から評価部局への意見書の送付までの一連の手続きを試行的に実施しました。</p> <p>令和2年度から本格施行した新たな取組（モニタリング）について、各所属を対象にした説明会や、階層別研修等、会計事務の広報誌「ニュースレター」を通じて、内容の周知を図りました。</p> <p>モニタリングの実施により得られた優良事例は、ニュースレター等を通じて全庁的に展開し、各所属の潜在リスクの把握、実効性のある取組の実施につなげました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>令和元年6月までは「内部統制行動計画～会計事務編～」に基づいて、内部統制システムの運用を行いました。</p> <p>令和2年4月1日に改正地方自治法が施行され、都道府県等は財務事務に関して内部統制が義務化されることを見据えて、令和元年7月に内部統制の対象事務を会計事務から財務事務に拡大するとともに、国のガイドラインに準拠するため、必要な改正を行い、「内部統制行動計画～財務事務編～」(令和2年4月1日施行)を策定しました。また、地方機関も含めた全所属に対する説明会の実施や階層別研修、ニュースレター等を通じて新制度の周知を図りました。</p> <p>令和2年度は新たな内部統制システムの運用を開始し、新たな内部統制のモニタリングの取組も導入することで、各所属の潜在リスクの把握や内部統制機能の向上につなげました。また、内部統制については評価部局（行政経営推進課）において評価を行い、評価報告書を監査委員の意見を付して議会に提出することが求められていますが、令和2年度は試行として、令和元年度の内部統制の状況について評価報告書の作成を行い、監査委員の意見を受領するところまで行いました。なお、議会への提出は令和3年度に令和2年度分の評価報告書を本格施行として行います。</p>					




取組項目	包括外部監査による事務の適正化	〔行政経営推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>包括外部監査における結果及び意見に対する措置状況については、対応管理票を活用したフォローアップにより、継続して事務事業や事業管理を見直し、監査結果を十分に活用します。また、監査結果に対し「措置を講じない」と判断した際の根拠について、各機関において説明責任を果たすとともに、県としてその判断の妥当性を確認します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 包括外部監査結果に対する措置状況のフォローアップ		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 令和2年度における包括外部監査結果の措置状況については、「包括外部監査における監査結果の取扱いについて」に基づき、「措置済」、「検討中」、「措置しない」の3区分に分けて管理しました。 また、令和元年度以前の監査結果の措置状況において「検討中」としていた事案について、関係課において検討した結果、「措置済」としたものがあるなど、監査結果を事務事業や事業管理の見直しに活用しました。</p> <p>【全期間の成果】 包括外部監査結果を受け、「包括外部監査における監査結果の取扱いについて」に基づき、「措置済」、「検討中」、「措置しない」の3区分に分けて管理しました。 「検討中」としていた事案については、対応管理票によりその後の判断を確認するとともに、対応管理表を活用したフォローアップにより、事務事業や事業管理の見直しに監査結果を活用することができました。</p>					

6 県民ニーズの把握と県民サービスの向上

(1) 広聴活動の充実

取組 項目	広聴活動の充実	〔広報課／行政経営推進課〕			
現状・ 取組の 方向性	<p>県民の意見・ニーズ・課題を県政に反映することは、県民の視点に立った県政を展開する上で重要であると考えています。知事自らが県民から意見を伺い、県政に反映させることを目的として、東日本大震災からの復興に前向きに取り組んでいる企業、NPO、各種団体等を視察して意見交換を行う「みやぎの復興現場訪問事業」、県民から県政に対する提案等をいただく「知事への提案」、県政に係る基本的な計画や条例を策定する際などに、作成案の段階で公表し、県民から意見をいただく「パブリックコメント」を行います。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ みやぎの復興現場訪問事業の実施		A			
◆ 「知事への提案」の運用		B			
◆ パブリックコメント制度の運用		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□みやぎの復興現場訪問事業の実施 【令和2年度】 東部地方振興事務所登米地域事務所管内において県民の意見を県政に反映するため、知事が、復興の現状や課題について前向きな取組を行っている事業者等と直接意見交換しました。実施にあたっては、事業者等関係者及び担当事務所との情報共有を図り、限られた時間の中で効率よく意見交換できるよう努めました。</p> <p>【全期間の成果】 知事が県内5圏域（大河原，仙台，東部，登米，気仙沼）を訪問し、現地で直に復興の現状や課題を確認し、前向きな取組等について事業者等と意見交換を行った結果、具体的な県民ニーズを県政への反映につなぐことができました。</p> <p>□「知事への提案」の運用 【令和2年度】 知事への提案は、令和2年度で合計1,584件を受け付けました。 寄せられた意見等及び県の考え方について、ホームページで公表しました。 ◇第1四半期分：令和2年9月公表（公表件数5件） ◇第2四半期分：令和2年11月公表（公表件数8件） ◇第3四半期分：令和2年11月公表（公表件数5件） ◇第4四半期分：令和3年7月公表予定</p> <p>【全期間の成果】 知事への提案は、全期間で合計2,282件を受け付けました。 知事への提案に寄せられる意見等により、県民の関心の高い事項を把握し、可能な限り</p>					

県の施策へ反映させるとともに、当該意見等の内容や、それに対する県の回答内容をホームページに公開することで、県民サービスの向上へつなげることができました。

□パブリックコメント制度の運用

【令和2年度】


令和2年度で合計49件実施しました。161人・団体から802件の意見がありました。

【全期間の成果】

パブリックコメント制度は、全期間で合計93件実施しました。2,126人・団体から3,092件の意見がありました。

パブリックコメントにより多くの方に参加いただけるよう、ホームページ上で募集案件の一覧の公表を行いました。

また、募集結果及び県の考え方についても、ホームページ上で公表を行い、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上等に努めました。

(2) 県民意識調査等による県民ニーズの把握					
取組項目	県民意識調査による県民ニーズの把握	〔総合政策課〕			
現状・取組の方向性	<p>「将来ビジョン」「震災復興計画」に掲げる政策・施策の評価や新たな施策の企画・立案、事業展開を行うためには、県政に関する県民ニーズや満足度等を把握することが重要です。</p> <p>復興の状況に応じた県民意識を把握するため、震災前は隔年で行っていた調査を震災後は毎年実施しています。また、震災後の意識を適切に把握するため、被災の状況に応じた集計・分析を行い、調査結果を施策や県政運営に反映させます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 県民意識調査の実施		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 県内に在住する18歳以上の男女4,000人を対象に、令和2年11月から12月にかけて調査を実施しました。 調査項目は、宮城県の復旧・復興の進捗状況のほか、テーマ別項目として宮城の食、暮らしの満足度、防災意識や治安、文化芸術に関する意識についての調査及び宮城県震災復興計画に基づく取組の重視度、満足度に関する項目としました。 令和2年度は、より多くの県民の意見を聴くため、SNSやメディアを活用し積極的な広報を行った結果、最も高い回収率であった平成13年度の第1回調査時の2,257人（調査対象の56.43%）に次ぐ2,194人（調査対象の54.9%）の方から回答がありました。</p> <p>【全期間の成果】 宮城県の復旧・復興の進捗状況についての調査結果を見ると、「進んでいる」「やや進んでいる」との回答は年々増加し、令和2年調査で65.8%と過去最高となり、「遅れている」「やや遅れている」との回答は年々減少し、令和2年調査では20.7%と過去最少となるなど、本県の震災復興計画が着実に成果を上げていると実感されていることが読み取れる内容となりました。</p> <p>また、宮城県震災復興計画における「大津波等への備え」を重要視する県民の割合が高いことから、全国的に大規模災害が発生する中で、県民の防災意識の高まりが見られた一方で、新型コロナウイルス感染症による医療体制の逼迫などが反映され、「安心できる地域医療の確保」の満足度が下がる結果となるなど、県民の県政への意識がタイムリーに反映され、今後の県政の方向性の検討のため活用されました。</p>					

(3) 県民サービス向上の推進					
取組項目	県民サービス向上運動の推進	〔行政経営推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>県民サービス向上運動は、平成11年度から取組を実施し、全庁的に浸透していますが、復興事業による業務量の増加や人員のシフトにより、職員の負担は増加しており、そうした中でも職員一人ひとりが高い意識を持って、県民が満足できるサービスを提供するには、組織として取り組んでいく必要があります。</p> <p>毎年度、全庁的に取り組むサービス向上目標を設定し、職員の自己点検を実施するほか、県民満足度の高いサービスを実施した職員等の取組を周知するなど、職員の意欲や能力を一層引き出すことができるような手法を検討し、県民サービスの向上を図ります。</p> <p>また、県民サービス向上策のひとつとして、行政サービスの提供について県民に対し分かりやすく現状を示すことが挙げられますが、その手法の1つに「見える化」があります。</p> <p>これまで公表している情報についても、見せ方を工夫することで分かりやすくなることから、様々な分野において「見える化」の取組を展開できるよう方策の検討や情報提供を推進します。</p>				
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
	◆ 県民サービス向上自己点検の実施	B			
	◆ ご意見カード等によるサービスの評価と改善	B			
	◆ 県政の「見える化」の検討・推進	B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□県民サービス向上自己点検の実施</p> <p>【令和2年度】</p> <p>電子申請システムを使い、全職員を対象としたサービス向上自己点検を7月に実施しました。参加人数は、5,575人でした。</p> <p>また、サービス向上自己点検の実施結果の概要を庁内イントラネットに掲載し、各所属における更なるサービス向上意識の醸成を図りました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>全職員を対象としたサービス向上自己点検を実施したことにより、職員のホスピタリティの向上などが図られました。</p> <p>各所属では、職員の自己点検結果を知ることにより、職場内の状況を把握できたため、サービス向上運動の具体的な取組を実施することができました。</p> <p>□ご意見カード等によるサービスの評価と改善</p> <p>【令和2年度】</p> <p>県民からサービスの評価や具体的な意見をご意見カードにより提出いただき、担当課所においてサービスの向上・改善に取り組みました。</p> <p>◇受付件数 上半期（4月～9月）88件 下半期（10月～3月）89件</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>県のサービスの内容や提供方法について、ご意見カードによって県民等から広く評価、</p>					

意見，苦情等を具体的に伺うことにより，県民サービスの向上や改善につながりました。

◇受付件数 全期間 629件

□県政の「見える化」の検討・推進

【令和2年度】

サービス向上自己点検の実施結果において「積極的な情報発信」の項目の平均点が最も低かったことから，各所属に対し，様々な情報発信ツールの積極的な活用を検討するなど情報発信度の向上を促しました。また，地方自治法の改正により，令和2年度から内部統制評価報告書の議会報告等が義務化されたことから，県民に対して実施の状況や評価が分かりやすいような様式となるように検討しました。




【全期間の成果】

県民サービス向上運動の行動指針として「情報発信度の向上」を掲げ，各所属における情報の積極的な発信を通じた県政の見える化を推進しました。

特に，内部統制の実施状況の公表方法に関して検討等を行い，県民への分かりやすい情報提供に努めました。



7 わかりやすく積極的な情報発信

(1) 県政運営の透明性の向上

取組項目	情報公開の推進	〔県政情報・文書課〕			
現状・取組の方向性	<p>県政運営の透明性を高め、県の様々な行政活動に関する説明責任を果たしていくため、県では情報公開の推進と行政文書の適正管理を行っています。</p> <p>今後、情報公開を更に推進するため、開示請求事務を適正かつ円滑に進めるとともに、開示請求を行うまでもなく任意の情報提供を行うことができるものについては、県民の関心が高い情報や重要な施策に関する情報等を迅速かつ容易に入手することができるよう、県のホームページ、県政情報センター等を活用した積極的な情報提供に努めます。</p> <p>また、文書管理に係る職員のコンプライアンスを一層向上させるための研修や指導、文書に応じた適正管理の徹底に努めます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 開示請求手続の円滑化		B			
◆ 行政資料の充実等による情報提供		B			
◆ 行政文書の適正管理の徹底		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p><input type="checkbox"/>開示請求手続の円滑化</p> <p>【令和2年度】 令和2年度は、1,500件を超える開示請求がありました。</p> <p>【全期間の成果】 開示請求があった際は、適切な開示手続が行われるよう請求者及び関係課と十分調整したことにより、期間内での開示決定等が実施されました。また、非開示情報がなく情報提供が可能なものについては、関係課と調整し、開示請求によらず任意の情報提供を積極的に行うことで、利用者の利便性向上を図りました。</p> <p><input type="checkbox"/>行政資料の充実等による情報提供</p> <p>【令和2年度】 令和2年度は、新たに行政資料7種類及び公表資料2種類を公表しました。</p> <p>【全期間の成果】 行政資料や入札結果等の各種公表資料の充実を図り、県民からの情報提供依頼に対して速やかに閲覧や複写ができるよう努めました。</p> <p><input type="checkbox"/>行政文書の適正管理の徹底</p> <p>【令和2年度】 新任文書取扱主任等に対する研修を実施したほか、地方機関の文書事務調査指導を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 研修や文書事務調査指導を通じて、職員の文書管理に関する知識の習得とコンプライアンス意識の醸成を図りました。</p>					

取組項目	多様な媒体を活用した広報の推進	〔広報課〕			
現状・取組の方向性	<p>県内においては引き続き震災及び復興関連情報の提供が求められていることから、震災関連情報の提供とともに復興が目に見えるような広報を、県外向けには震災の記憶の風化が懸念されることから、風化防止に向けた広報を展開していく必要があります。</p> <p>限られた予算の中で、県民に適時適切な情報を提供するため、広報内容やターゲットに合った媒体を活用して、効果的・効率的な広報を実施します。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
<p>◆ 各種広報媒体を活用した効果的・効率的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県政だより ・ 新聞 【県の政策紹介】 【県からのお知らせ】 ・ テレビ（県外向け広報番組） ・ ラジオ ・ インターネット 【ホームページ】 【メールマガジン】 【フェイスブック】 ・ 地上デジタルデータ放送 ・ コンビニ等への県広報物等掲出・設置 		A			
<p>◆ パブリシティの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリシティ・マニュアル等の周知・啓発 ・ 職員向け広報研修会の実施 		A			

■ 令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□ 各種広報媒体を活用した効果的・効率的な広報</p> <p>【令和2年度】</p> <p>県政だよりの発行部数を毎号精査し発行経費の節減を図るとともに、庁内他課の広報予算を積極的に活用しました。</p> <p>県外向け広報番組は放送開始から10年以上経過することから、ターゲット及び広報媒体を見直した上で、プロポーザル方式（公募型）により企画提案募集を実施しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>県政だより、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体において、震災及び復興関連情報の提供及び震災の記憶の風化防止に向けた広報を展開しました。</p> <p>広報内容やターゲットに合った媒体を活用した適時適切な情報提供に努め、庁内他課の広報予算の活用や掲載回数を見直し等を行うことにより、限られた予算の中で効果的・効率的な広報を実施しました。</p> <p>□ パブリシティの活用</p> <p>【令和2年度】</p> <p>知事定例記者会見を原則毎週月曜日に開催し、県政に関する各種情報を適時・的確に報道機関に提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する記者レクや共同記者会見、ぶら下がり取材、投げ込みなどに対応し、感染状況や対策について県民に広く発信し</p>					

ました。さらには、課長級研修等の場において職員に対しパブリシティの重要性及び有効な活用法を説明するとともに、効果的かつ実践的なパブリシティの手法を紹介するパブリシティ通信を継続して発行しました。

その結果、新聞・テレビで県政情報が多く取り上げられ、経費をかけずに広く県民にタイムリーかつ正確な情報を提供することができました。

【全期間の成果】

各種広報媒体を活用した効率的かつ効果的な広報活動に努めるとともに、パブリシティを積極的に活用した情報発信に努め、県政記者会等報道機関を通じて県政に関する情報を広く県民に提供しました。

パブリシティの効果や特性を最大限活用することができるよう「宮城県パブリシティ・マニュアル」及び「パブリシティに関するQ&A」をもとに、統一的なパブリシティの対応について全庁的に周知・共有を図るとともに、課長級研修等の場において職員に対しパブリシティの重要性及び有効な活用法を説明しました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症に関する記者レクや共同記者会見、ぶら下がり取材、投げ込みなどに対応し、感染状況や対策について県民に広く発信しました。

(2) 震災復興に関する広報・啓発					
取組項目	震災復興に関する広報・啓発	〔復興支援・伝承課〕			
現状・取組の方向性	<p>復興事業や被災者支援などの施策等に関しては、ホームページやSNS、情報紙など、さまざまな媒体を活用して、広報・啓発を行っています。</p> <p>引き続き、各種支援情報をはじめ、支援者への感謝の気持ちや復興に取り組む地域の人々の思いといった幅広い復興状況の発信に努めるとともに、今後の復興の進捗や新たな課題を踏まえ、震災の記憶の風化防止に向け、より効果的な情報発信の手法を検討します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
<p>◆ 震災復興に関する広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ（みやぎ復興情報ポータルサイト 等） ・SNS（いまを発信！復興みやぎ） ・情報紙（広報紙「NOW I S.」、みやぎ・復興の歩み） ・ポスター ・震災復興パネル展 ・東日本大震災復興情報コーナー 		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>震災の記憶の風化防止が懸念される中、発災から10年の節目を迎え、令和2年度のコンセプトを「あなたの応援を力に。今までも、これからも。」「Forward Together」とし、様々な媒体や機会を利用して、国内外に対して幅広い復興関連情報の発信に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇広報紙「NOW I S.」発行（毎月11日、19,000部/月） ◇「みやぎ・復興の歩み10」発行（令和3年3月、17,000部） ◇震災復興パネル展（業者掲示分1回、パネル貸出9回） ◇SNS「いまを発信！復興みやぎ」（Facebook, Twitter, Instagram）を平成28年7月11日に開設し、継続。SNSを活用して当該ポータルサイトへの誘導を行った結果、ページビュー数が対前年度約34,000件増の約204,000件/年となりました。 ◇県庁18階の県政広報展示室内に開設した「東日本大震災復興情報コーナー」での情報発信を行いました。 ◇復興に向けて今もなお歩みを続ける宮城の「いま」と、これまで国内外の皆様から頂いた支援に対する「感謝」の想いを伝えるため、「復興10年スペシャル動画」を作成し、YouTube等で公開しました。国内はもとより、英語字幕版によって海外へも広く情報発信を行いました。（令和3年3月1日公開、再生回数約2,200回） <p>【全期間の成果】</p> <p>広報紙の発行、ポスター・動画の制作、パネル展示、SNS、新聞等多様な媒体を活用し、各種支援情報や復興に取り組む地域の人々の思いなどの復興情報を幅広く発信することができました。また、国や自治体、交通機関、民間会社等多くの団体から、理解と協力を得ながら、広報紙の配架やポスターの掲示等を行うとともに、各種イベント等で活用を図ることができました。</p>					

(3) 放射線・放射能に関する情報発信					
取組項目	「放射能情報サイトみやぎ」等による情報発信	〔原子力安全対策課〕			
現状・取組の方向性	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた，県民の放射線・放射能に対する不安や懸念が解消されていないことから，県では平成23年度から環境放射線の測定や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を図り，不安の払拭を図ってきました。</p> <p>引き続き放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を運営し，測定結果の検索の機能強化などコンテンツの充実を図りながら，正確で分かりやすい情報の発信に努めます。</p> <p>また，放射線・放射能に関するセミナーの開催やみやぎ出前講座等により，放射線等に対する理解の促進を図ります。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 「放射能情報サイトみやぎ」（令和2年度から「みやぎ原子力情報ステーション」）の運営		B			
◆ 放射線・放射能に関するセミナーの開催		B			
◆ みやぎ出前講座による団体への講師派遣		B			
◆ 放射線・放射能に関するパンフレットの作成等		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□「みやぎ原子力情報ステーション」の運営</p> <p>【令和2年度】 新規ポータルサイトの基本的考え方に従い，ポータルサイトのリニューアルを行いました。</p> <p>(1) 従来の「読む」サイトから「見る」サイトへ (2) スマートフォン対応コンテンツを増やし「何時でも，何処でも，誰でも」見られるサイトへ (3) 検索のしやすさ，ガイド機能の充実による「誰にでも使いやすい」サイトへ</p> <p>旧ポータルサイトと比べ，新ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」は，多言語や読み上げ機能に対応しており，多くの人に興味を持ってもらうことが可能なサイトになりました。</p> <p>【全期間の成果】 リアルタイムな空気線量率や農林水産物の測定結果等を掲載し，県民に正確な情報提供を行いました。令和2年度にはポータルサイトをリニューアルし，充実化を図りました。</p> <p>◇サイトアクセス数：平成30年度 53,472回 令和元年度 41,299回 令和2年度 31,285回 計126,056回</p> <p>□放射線・放射能に関するセミナーの開催，みやぎ出前講座による団体への講師派遣，放射線・放射能に関するパンフレットの作成等</p> <p>【令和2年度】 放射線・放射能に関するセミナーについては，ウィズコロナから学ぶ放射線－放射線・放射能とその共通点－をテーマに，2月15日：仙台会場，2月16日：栗原会場の2会場</p>					

で実施しました。当初は令和3年2月14日も予定していましたが、前日の地震により中止となりました。

パンフレットについては、「宮城県放射線・放射能 測定・検査のあらまし」及び「宮城県放射線・放射能Q&A」を作成し、市町村等へ配布しました。

【全期間の成果】

毎年度、放射線・放射能に関するセミナーの開催や放射線・放射能に関するパンフレットを作成し、放射線・放射能に対する理解の促進を図りました。

みやぎ出前講座については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施回数は令和元年度の1回となりました。

◇放射線・放射能に関するセミナー

平成30年度：4回，令和元年度：4回，令和2年度：2回 計10回実施

◇みやぎ出前講座

平成30年度：0回，令和元年度：1回，令和2年度：0回

◇「宮城県放射線・放射能 測定・検査のあらまし」パンフレット作成

平成30年度：10,000部，令和元年度：10,000部，令和2年度：10,000部
計 30,000部

◇「宮城県放射線・放射能Q&A」パンフレット作成

令和2年度：5,000部

取組項目	放射性物質検査の実施と公表	〔食と暮らしの安全推進課／みやぎ米推進課／畜産課／ 水産業振興課／林業振興課／食産業振興課／水道経営課〕
現状・取組の方向性	<p>県内で流通している加工食品，県産農林水産物，水道水及び工業用水等について，放射性物質検査を実施し，安全性を確認するとともに，測定結果や検査に関する正確な情報を県民に迅速に提供することにより，県民の不安の解消につなげます。</p> <p>県内で流通している加工食品等については，これまでに全ての品目について基準値を下回り，安全性に問題のないことが確認されました。また，検査の結果，基準値超過が判明した食品については，製造者等に回収を指導する等適切に対応し，食の安全・安心を確保します。</p> <p>県産農林水産物については，「農林水産物の放射性物質等の検査実施方針」等を策定し，市町村，関係農業団体等の協力を得ながら，原子力災害対策特別措置法等に基づき，年間を通して計画的に検査を実施し，流通品の安全確保に万全を期しています。検査結果については定期的に公表するほか，国や県による出荷制限（自粛）・解除を行った際には，随時，報道機関に情報提供するとともにホームページ上で公表します。</p> <p>水道水及び工業用水については，東京電力福島第一原子力発電所の事故後，県内の浄水場等において，放射性物質が検出されたことから，平成23年度から放射性物質検査を実施し，測定結果の公表を行っています。平成24年度以降，放射性物質は不検出の状況が続いていますが，県民等の安全を確保し，安心を提供するため，引き続き検査を実施し，結果を公表します。</p>	

具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 加工食品等の放射性物質検査の実施と公表	B			
◆ 県産農林水産物の放射性物質検査の実施 (みやぎ米推進課・畜産課・水産業振興課・林業振興課)	B			
◆ 県産農林水産物の放射性物質検査の公表 (食産業振興課 等)	B			
◆ 水道水・工業用水の放射性物質検査の実施と公表	B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□加工食品等の放射性物質検査の実施と公表 【令和2年度】 加工食品等の流通食品を対象とした放射性物質検査は，県で年度毎に策定した「食品衛生監視指導計画」に基づき実施（令和2年度実績：335件），基準の超過はありませんでした。また，検査結果を速やかに記者発表すると共に，県ホームページに公表しました。</p> <p>【全期間の成果】 加工食品等の流通食品を対象とした放射性物質検査は，県で年度毎に策定した「食品衛生監視指導計画」に基づき実施し，全期間にわたり基準の超過はありませんでした。また，検査結果を速やかに記者発表するとともに，県ホームページに公表することで，県民の不安解消並びに食の安全安心の推進に寄与しました。</p> <p>□県産農林水産物の放射性物質検査の実施 【令和2年度】 県産農産物（米，麦，大豆，そば，野菜・果樹等）について，計1,510点の放射性物質検査を実施し，基準値を超過した農産物は無く，安全性が確認されました。</p> <p>県産畜産物について，牛肉（廃用牛）5,055頭，原乳（県内すべての集乳施設の原乳/</p>					

月1回) 60点の放射性物質検査を実施し、基準値を超過したものは無く、安全性が確認されました。

魚介類等について、精密検査1,796点、簡易検査11,474点の放射性物質検査を実施し、基準値を超過した魚種は無く、安全性が確認されました。

特用林産物について、802点の放射性物質検査を実施し、安心安全な特用林産物の出荷が確保されました。

【全期間の成果】

県産農産物について、計5,449点の放射性物質検査を実施し、基準値を超過した農産物は無く、県産農産物の安全性が確認されました。

県産畜産物について、牛肉56,010頭、原乳180点の放射性物質検査を実施し、基準値を超過したものは無く、県産畜産物の安全性が確認されました。

魚介類等について、精密検査計5,125点、簡易検査計43,638点の放射性物質検査を実施し、基準値を超過した個体は検出されず、市場流通している県産水産物の安全性が確認されました。

特用林産物について、計2,620点の放射性物質検査を実施するとともに、原木しいたけ等7品目について、一部の地域又は市町全域で出荷制限の解除が実現しました。

□県産農林水産物の放射性物質検査の公表

【令和2年度】

県産農林水産物の放射性物質検査の検査結果について、定期的に公表しました。

【全期間の成果】

県産農林水産物の放射性物質検査の検査結果について、測定結果や検査に関する正確な情報をホームページで定期的に公表し、県産農林水産物に対する安心を確保しました。

□水道水・工業用水の放射性物質検査の実施と公表

【令和2年度】

水道水及び工業用水の放射性物質検査を定期的(水道水:毎月、工業用水年4回)に実施し、基準値を超過したものは無く、安全性が確認されました。また、検査結果を速やかに記者発表し、県ホームページで公表しました。

【全期間の成果】

水道水及び工業用水の放射性物質検査を定期的に実施し、基準値を超過したものは無く、安全性が確認されました。また、検査結果については速やかに記者発表を行い、県ホームページで公表し、水道水及び工業用水に対する安心を確保しました。





改革 2

多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応

改革2 多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応

1 民間の知恵・力を活かした効果的な事業の推進

(1) 民間活力の導入

取組項目	民間の創意工夫を活かせる制度の活用	〔行政経営推進課／観光政策課 ／空港臨空地域課／水道経営課〕			
現状・取組の方向性	<p>民間の技術・ノウハウ、資金等を活用した公共施設等の建設・運営・維持管理等により、多様化する県民ニーズへの対応や、効果的・効率的なサービス提供が求められています。また、民間投資の喚起や新たな事業機会の創出を図ることは、県経済の健全な発展に寄与するものと考えられます。</p> <p>県ではこれまで、PFIや指定管理者制度の導入、仙台空港民営化の推進など民間活力を活かした取組を行ってきましたが、今後も外部委託やPFIのみならず、PPP*手法なども含めた幅広い民間参画手法の活用について検討し、民間事業者自らが設置運営する施設を基にした観光振興プロジェクト、上工下水道事業における新たな官民連携運営の構築など、民間活力を効果的に導入した取組を推進します。</p> <p>※PPP (Public Private Partnership)</p> <p>公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R 元年度	R2 年度
◆ PPP/PFI, 指定管理者制度の適切な活用		A			
◆ 松島水族館跡地利活用事業による松島観光振興の推進		B			
◆ 仙台空港民営化を契機とした地域活性化の推進		B			
◆ 上工下水一体官民連携運営の構築		A			

■ 令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
	<p>□PPP/PFI, 指定管理者制度の適切な活用</p> <p>【令和2年度】</p> <p>PPP・PFI導入調整会議を開催し、2件の施設整備等についてPPP・PFI手法の導入の適否を判断しました。また、公共施設等整備・運営担当所属におけるPPP・PFI手法の理解を深めるため、外部講師を招いた基礎研修会を開催し、取組の推進を図りました。</p> <p>指定管理者制度については、新設を含む20施設について募集を行い、選定を行いました。また、全ての指定管理者制度導入施設においてモニタリング・評価を実施し、その評価結果についてホームページで公表しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>平成30年度に「宮城県PPP・PFI活用ガイドライン」を策定し、庁内におけるPPP・PFI手法の導入に関する検討の体制を整備しました。併せて、令和元年度から公</p>					

共施設等整備・運営担当所属におけるPPP・PFI手法の理解を深めるため、基礎研修会を開催しました。また、PPP・PFI手法の導入検討を要する案件については、その都度、PPP・PFI導入調整会議を開催し、導入の適否を判断しました。

指定管理者制度については、「指定管理者制度運用指針」に基づいて公の施設への指定管理者制度の導入やモニタリング・評価を行い、適切な運用、管理に努めました。

なお、公の施設への指定管理者制度は、平成29年度は349施設のうち69施設（19.8%）で導入されていましたが、令和2年度では350施設のうち71施設（20.1%）で導入されています。

□松島水族館跡地利活用事業による松島観光振興の推進

【令和2年度】

松島水族館跡地を利活用する民間事業者の施設建設が令和2年9月に竣工し、10月17日に「宮城県 松島離宮」としてオープンしました。オープン後は好調な入込の状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、12月から減少しています。

また、周辺では、園地広場及び駐車場等再整備も施設オープンに併せて完了し、無電柱化事業も進めており、官民が連携しながら観光地松島の震災復興・賑わい創出に取り組みました。

【全期間の成果】

松島水族館跡地の利活用について、平成28年度末に企画提案公募を行い、平成29年度に民間事業者を決定し、周辺関係機関との調整を行いながら施設建設を進め、併せて周辺の駐車場等の再整備を実施して、官民が連携しながら観光地松島の施設整備に取り組みました。令和3年度以降は松島への誘客を積極的に進めることとします。

□仙台空港民営化を契機とした地域活性化の推進

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により、エアポートセールスや就航地先でのPRなどは実施を取りやめたものの、仙台国際空港株式会社と連携し、落ち込んだ航空需要の早期回復のためのプロモーション等を実施しました。旅客数は、前年度から約67%減となる約121万人と、仙台空港民営化以降最低の実績となりましたが、LCCの那覇線及び中部線の新規就航により、地域活性化につながる路線の拡大が図られました。

【全期間の成果】

仙台空港民営化以前は、国際線が10往復/週、国内線は49往復/日、旅客数は約316万人でしたが、仙台国際空港株式会社と連携しながら積極的なエアポートセールスや就航地先でのPRなどを行い、令和2年度には国際線が28往復/週、国内線は55往復/日と大幅に増加し、令和元年度には旅客数が約371万人にまで増加したことから、地域活性化につながる交流人口の拡大が図られました。

□上工下水一体官民連携運営の構築

【令和2年度】

事業者の公募に対して3つの企業グループから応募を受けました。およそ半年間にわたる契約条件等の調整を行う「競争的対話」を経て、令和3年1月に全ての企業グループから企画提案書の提出を受けました。民間資金等活用事業検討委員会における審議・答申を受けて、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。

【全期間の成果】

上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の導入に向けて、民間資金等

活用事業検討委員会条例に基づき、平成30年度に設置した「民間資金等活用事業検討委員会」の答申を受けて、PFI法に基づく実施方針を立案し、公営企業の設置等に関する条例の改正により決めました。また、同委員会の答申を受けて、同法に基づく特定事業の選定を行い、令和2年3月から事業者の公募を開始し、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。

令和3年度は関係法手続きを進め、運営権者と実施契約書の締結を行い、令和4年4月からの事業開始に向けて現委託者等からの引き継ぎを行う予定です。

(2) 民間との協働による事業の推進					
取組項目	民間企業等との協働の推進	〔行政経営推進課／企画総務課／デジタルみやぎ推進課／環境対策課／健康推進課／森林整備課〕			
現状・取組の方向性	<p>企業等の社会貢献意欲の高まりなどを背景に、各種団体・NPO・大学等の教育機関を含めた民間企業等と連携し、地域の活性化や県民サービスの向上を図る取組、大規模災害時に備えた食料供給や緊急物資輸送時の連携なども含めた様々な分野で連携協定等の取組が広がっています。</p> <p>また、民間の知恵・力を活かしていくことによる、多様化する県民ニーズへの対応や、より効率的・効果的なサービス提供が引き続き求められています。</p> <p>県では、今後も幅広い分野で民間企業等との協働を推進します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆	民間企業等との協働の推進	B			
◆	企業等との包括連携協定	B			
◆	オープンデータの推進	B			
◆	化学物質管理促進事業の実施	B			
◆	スマートみやぎプロジェクトの推進	B			
◆	多様な主体による森づくりの推進	A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□民間企業等との協働の推進 【令和2年度】 民間企業等との協働の推進を図るため、雇用・労働、環境等の分野で新たに2件の協定を締結しました。 【全期間の成果】 民間企業等との連携協定等は平成29年度の27件から令和2年度には47件に増加しました。これらの取組をホームページに掲載することで、県と民間との協働に係る県民の理解が深まるよう努めました。</p> <p>□企業等との包括連携協定 【令和2年度】 県民サービスの向上や地方創生の推進を図るため、新たに2件包括連携協定を締結しました。 既存の締結企業等とは、健康増進や県政情報の発信など幅広い分野で連携して取組を行いました。 【全期間の成果】 平成30年度から令和2年度までに12件の包括連携協定を締結し、民間企業等との協働を推進したことにより、幅広い分野の資源・ノウハウを活用して多様化する地域課題の解決に向けた取組を実施することができ、地域の活性化や県民サービスの向上が図られました。</p>					

□オープンデータの推進

【令和2年度】

既に公表しているオープンデータの更新及び新規登録を行い、官民データの容易な利活用に寄与しました。また、市町村のオープンデータ推進のため、市町村職員を対象としたオープンデータの研修を実施しました。

【全期間の成果】

庁内各課で保有しているデータのオープンデータ化に努めたほか、県ホームページ（オープンデータのページ）を見直し、新たに市町村オープンデータのリンク集を作成したことで利用者の利便性向上を図りました。

□化学物質管理促進事業の実施

【令和2年度】

人材育成事業（事業者のためのリスクコミュニケーションセミナー）をWeb会議形式で実施しました。（令和2年12月22日 出席者：13事業者）

県内事業者における「事業者主導型リスクコミュニケーション事業」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施を取りやめました。

【全期間の成果】

化学物質による環境リスクを減らすためには、地域住民・事業者・行政がリスクに関する正確な情報を共有しながら意思疎通と相互理解を図る取組が必要であることから、事業者によるリスク管理を目的に、人材育成事業（事業者のためのリスクコミュニケーションセミナー）を合計3回、また、県内事業者における「事業者主導型リスクコミュニケーション事業」を全期間で合計2回実施し、事業者の自主的な取組を推進しました。

□スマートみやぎプロジェクトの推進

【令和2年度】

「スマートみやぎ健民会議」会員237団体、優良会員1団体、応援企業5団体の新規登録を得たほか、企業等45団体の参加により、みやぎウォーキングアプリを活用した企業対抗アプリ大運動会を開催するなど、企業等と連携しながら健康づくりの県民運動を推進しました。

【全期間の成果】

「スマートみやぎ健民会議」会員566団体、優良会員5団体、応援企業24団体の新規登録を得たほか、代表者会議、健康経営に関するセミナー、企業等参加の運動増進イベントの開催等により、企業等と連携した健康づくり県民運動の推進を図ることができました。

□多様な主体による森づくりの推進

●わたしたちの森づくり事業

【令和2年度】

3企業・団体との協定を更新し、13.65haの県有林を活動場所として提供しました。

これにより、令和2年度末までに、19企業・団体と延べ39件の事業実施協定を締結し、現在は13企業・団体が森づくり活動に取り組んでいます。各企業・団体が森づくり活動を積極的に展開できるよう継続的に支援を行いました。

【全期間の成果】

平成30年度から令和2年度までで、6企業・団体との協定を更新し、27.5haの県有林を活動場所として提供しました。ほとんどの企業・団体において、協定期間満了後も更新

して協定締結しており，継続した森づくり活動が展開されています。

また，平成 30 年度から県庁 1 階でのパネル展を開催し，企業等による森づくり活動を広く紹介することにより，取組の普及推進が図られました。



●みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

【令和 2 年度】

新たに 3 団体と 0.85ha の協定を締結し，企業・団体が行う海岸林における森づくり活動の参加・協働を推進しました。

【全期間の成果】


令和 2 年度末までに 33 団体と 146.08ha の協定を締結しました。また，令和 2 年度末で協定期間の満了を迎えた 12 団体が，面積 15.99ha の協定を更新し，令和 3 年度以降も継続して保育活動に取り組むこととなっています。

(3) 大学等との連携				
取組項目	県内大学との連携	〔私学・公益法人課／教職員課〕		
現状・取組の方向性	<p>県民ニーズが多様化・複雑化する中で、県が新たな施策を展開していくためには、高度な知見やノウハウを持つ大学と連携することは有効な手段であり、県ではこれまでもさまざまな分野において連携を図ってきました。</p> <p>今後も、震災復興等の過程において生じるさまざまな課題や県民ニーズに対応していく必要があることから、県内大学等との連携の取組を継続します。</p> <p>特に、県が設置した宮城大学との連携について、各学群の特性等を踏まえ、地域の復興を担う人材の育成に資する教育等を支援します。</p>			
	具体的取組事例	R2 年度評価	H30 年度	R元年度
	◆ 復興人材育成の支援	B		
	◆ 教員の資質能力の向上のための大学との連携協力	B		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p><input type="checkbox"/>復興人材育成の支援</p> <p>【令和2年度】 宮城大学では、沿岸被災地など県内各地をフィールドとして、延べ662人が被災地域の復興を担う人材育成の科目を受講するなど、人材の育成が進んでいます。</p> <p>【全期間の成果】 全期間で延べ1,875人が上記のプログラムを受講しており、地域課題の解決や持続可能なコミュニティの実現に向けて力を発揮する人材の育成が進みました。また、このうち、所定の単位を習得した者に対しては、卒業時に「コミュニティ・プランナー・アソシエイト」の称号を授与しており、全期間で66人がこの課程を修め地域社会で活躍しています。</p> <p><input type="checkbox"/>教員の資質能力の向上のための大学との連携協力</p> <p>【令和2年度】 教職経験年数や職能に応じた基本研修、教科・領域及び教育相談等に関する専門研修はもとより、いじめ、不登校、防災教育、特別支援教育及びこころのケア等喫緊の課題に対応した研修の充実を図ることで、人材の育成に取り組みました。</p> <p>学校インターンシップにおいては、原則出身校で実施することにより学生が積極的に学ぶ機会を提供しました。また、実施に当たっては、参加大学職員が同席した上で事前説明会を開催したことにより、大学及び学生相互による情報交換の場とすることもできました。</p> <p>【全期間の成果】 平成29年度から「宮城県教職員育成協議会」を組織しており、「みやぎの教員に求められる能力（育成指標）」や「宮城県教職員研修計画」等について県内の教員養成課程を有する全ての大学が参加して検討・協議を行い、教員の専門性の向上を図る体制を整備することができました。</p> <p>「みやぎの教員に求められる能力（育成指標）」を研修のあらゆる場で活用することにより、教員の自己研鑽のための研修の充実と、そのための支援について取り組むことがで</p>					

	<p>きました。また、県内の教員養成課程を有する全ての大学と包括的な連携協力協定を締結しており、当該協定に基づき、研修を中心とした大学等との連携協力を促進させることができました。</p> <p>大学が有する専門的知見を生かした教員研修を実施したことにより、教員の資質向上につながるだけでなく、教員を目指す学生にとっても現職教員と共に学ぶ貴重な機会を提供することができました。</p>
--	---

取組項目	産学官の連携による高度技術産業の集積促進	〔新産業振興課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、地域企業の基盤技術の高度化を支援するため、学術機関や経済・産業団体、産業支援機関、金融機関などからなる「KCみやぎ推進ネットワーク」を構築し、産学官連携による地域企業への技術的支援を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、産学官連携を通じた総合的な支援を行うとともに、学術機関等が有する高度な技術や研究開発力を活用し、高度技術産業の育成推進及び地域企業の技術の高度化を図ります。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：産学連携件数</p> <p>現状 平成28年度 555件 ⇒ 目標 平成30年度～令和2年度（累計） 1,500件 （年平均500件）</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 「KCみやぎ推進ネットワーク」による技術的支援		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度：599件 令和元年度：624件 令和2年度：556件</p>					
総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、平成30年度・令和元年度と比較して、やや減少したものの、年平均目標の500件を上回ることができました。</p> <p>【全期間の成果】 地域の学術機関によるこれまでの産学連携の取組が進められてきていることや、東北大学における企業との共同研究活動が活発に行われていることにより、目標件数の1,500件に対して、実績1,779件と目標の数値を大きく上回ることができました。</p>					

取組項目	高大連携の推進	〔高校教育課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、県内10大学と包括連携協定を結び（平成29年6月14日現在）、教員の研修やゼミへの参加、共同研究などにより各大学の専門性を高校教育に活かしています。</p> <p>また、県内16大学と高大連携特別授業の公開に係る協定を結び（平成28年11月21日現在）、高校生が大学の教育・研究内容への理解と関心を深められるよう、大学で行われる公開授業や公開講座のほか、地域公開講座に高校生の参加を促進し、自ら学ぶ意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるよう、高大連携の取組を一層推進します。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：公開授業・公開講座 ※大学会場 現状 平成29年度 11大学89講座15人受講 ⇒ 目標 令和2年度 12大学90講座50人受講</p> <p>成果目標 指標：地域公開講座 ※高校会場 現状 平成29年度 3高校7大学16講座651人受講 ⇒ 目標 令和2年度 3高校10大学18講座800人受講</p> <p>成果目標 指標：東北大学特別授業 ※高校会場 現状 平成29年度 9高校52講座2,217人受講 ⇒ 目標 令和2年度 10高校60講座2,500人受講</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 大学の公開講座等への高校生の参加促進		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	指標	公開授業・公開講座 ※大学会場			地域公開講座 ※高校会場			東北大学特別授業 ※高校会場	
		開講講座数	受講講座数	受講人数	会場校数	受講講座数	受講人数	開講講座数	受講人数
		平成30年度	11大学 73講座	8大学 14講座	21人	3校	8大学 18講座	638人	11校 65講義
令和元年度	10大学 83講座	5大学 10講座	23人	3校	9大学 20講座	604人	8校 42講義	2,765人	
令和2年度	3大学 5講座	3大学 5講座	22人	1校	3大学 5講座	274人	8校 34講義	2,016人	
総合評価	平成30年度	B		令和元年度	B		令和2年度	B	
コメント	<p>【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響で、前期に予定していた公開授業等はすべて中止となりました。また、後期に予定していた分については、一部規模を縮小して実施しました。実施期間は短くなりましたが、公開授業・公開講座、東北大学特別授業では昨年度に近</p>								



い実績を上げることができており、一定の成果が得られました。

【全期間の成果】

公開授業・公開講座、地域公開講座については目標数値を上回ることができませんでした。が、いずれの事業においても学校における認知度は高まってきており、大学の教育・研究内容への理解と関心が深まってきています。今後さらに大学で行われる公開授業や公開講座のほか、地域公開講座に高校生の参加を促進し、自ら学ぶ意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるよう事業を進めていく必要があります。

2 県民・NPO等との協働の推進

(1) 公益的な活動を行う多様な主体との協働の推進

取組項目	NPO等各種団体との協働の推進	〔共同参画社会推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>営利を目的とせず、自発的に社会的・公益的な活動を行うNPOは、福祉やまちづくりなど幅広い分野で役割を担っているほか、震災後の被災者支援においては、行政では行き届きにくい分野において活動しており、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>こうしたNPOが今後も自立的に継続した活動を行うためには、人材育成や組織マネジメント等の基礎的能力の強化を図る必要があることから、県では引き続きNPO活動を促進する取組を実施します。また、地域課題の解決に取り組むNPOについて、社会全体で理解を深めるとともに、県や市町村が対等なパートナーとしてNPOと協働していけるよう、NPOに対する理解の促進を図ります。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
<p>◆ NPO活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎNPOプラザの運営 ・NPO向け基礎的能力強化のための講座の開催 ・NPOの活動資金に対する低利融資 ・NPOに対する県有遊休施設の貸付 ・NPOが行う復興・被災者支援活動に対する助成（国の交付金を活用） 		B			
<p>◆ NPOとのパートナーシップの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員向けのNPO理解促進のための講座の開催 ・NPO推進事業評価の実施 		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□NPO活動の促進 【令和2年度】</p> <p>NPOを指定管理者とする指定管理者制度によりみやぎNPOプラザを運営し、NPOの運営支援のための各種講座の開催、研修・交流事業の実施、相談対応、会議室等施設・設備の貸付や情報発信を行ったほか、県内各地のNPO支援施設の育成支援を目的とした訪問等による直接相談や活動支援を行いました。</p> <p><実績>みやぎNPOプラザ延べ利用者数 24,786 人</p> <p>活動拠点の確保を望むNPOに対し、県の遊休施設5施設を安価な料金で貸し付けしました。</p> <p>NPO等が「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組20件に対し補助したほか、被災者が人と人とのつながりや生きがいを持つことを支援する取組16件に対して補助しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>NPOプラザの運営、県の遊休施設の貸付け、NPO支援施設の育成支援や、NPO等</p>					

が行う復興・被災者支援の取組への補助を継続して行うことにより、3年間でNPOプラザ利用者数が延べ108,797人、補助事業が108件となるなど、多方面からのNPO活動の促進が図られました。

令和2年2月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、NPOプラザ利用者の減少や補助事業の一部中止などが見られましたが、感染症対策を講じながら事業の継続を図りました。

□NPOとのパートナーシップの推進

【令和2年度】

NPOの運営基盤強化を図りながら、NPOと多様な主体との連携を促進するため、企業等を対象としたプロボノ（職業上持っている知識やスキルを活かして社会貢献するボランティア活動）の普及啓発セミナーを実施しました。

＜実績＞ 開催回数1回 参加者 36人

県及び県内市町村の行政職員を対象にNPO理解促進講座を開催し、NPOとのパートナーシップについて理解を深めました。


＜実績＞ 開催回数1回 参加者 21人

県の事業のNPOへの業務委託を促進するため、「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づくNPO推進事業の選定を行いました。

＜実績＞ 9事業


【全期間の成果】

NPO理解促進講座（参加者：市町村・県職員128人）やプロボノ普及啓発セミナー（参加者：NPO、企業、行政計66人）においては、アンケートにおける満足度が高く、NPOに対する理解や協働に関する理解を深めることにより、今後の協働に向けた意識の向上が図られました。

(2) 県民参加による事業の推進				
取組項目	地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備の推進		〔土木総務課／道路課／河川課〕	
現状・取組の方向性	<p>道路や河川などの社会資本整備に当たっては、事業実施過程の透明性確保やさまざまな形での住民参画に取り組んでいます。</p> <p>地域住民の生活に密着した身近な社会資本については、地域住民が発案し、地域住民と行政が連携しながら、地域が主体となった計画の策定と事業の実施に取り組むことで、地域特性を生かした効果的な社会資本整備に繋がります。</p> <p>今後も、地域の課題解決に向けて、地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備を推進します。</p>			
目標	<p>成果目標 指標：地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備の事業数</p> <p>現状 平成29年度 0箇所 ⇒ 目標 令和2年度 7箇所</p>			
具体的取組事例			R2年度評価	R元年度
◆ 地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備の推進			A	


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：6箇所 令和元年度：7箇所 令和2年度：7箇所					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 令和2年度は7箇所地域協働を実施しました。 目標に掲げた箇所数を達成したことで、生活密着型の社会資本整備の推進が図られました。</p> <p>◇具体的な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道、一般県道の現道拡幅、線形改良など ・河川整備に向けた検討委員会を開催し、検討結果を踏まえた高水敷整備や河道掘削などに着手 <p>【全期間の成果】 地域の課題解決に向けて、地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備を進めた結果、令和元年度に目標を達成し、地域住民と行政が連携して、地域特性を活かした効果的な社会資本整備に取り組むことができました。</p>					

取組項目	農業農村整備事業における地域住民や各団体との協働の推進	〔農村振興課〕			
現状・取組の方向性	<p>農業の生産基盤である農地や農業水利施設等の整備や管理の在り方を検討する際には、地域の関係機関や住民等の参加により、ともに将来の農業・農村を考え、協働していくことが不可欠です。</p> <p>整備構想，調査計画，設計，実施等の各段階において，必要に応じて打合せ会やワークショップ等を開催し，円滑な合意形成を図ります。</p> <p>なお，津波被害を受けた沿岸部においては，先進的で競争力のある農業を実現するため，単なる原形復旧にとどまらない抜本的な土地利用の再構築を進めていますが，未だ，仮設住宅等に分散して居住している地域住民もおられることから，進め方や合意形成の手法について配慮します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 地域住民や各団体との協働による計画策定及び事業実施		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響により取組を縮小し，地域住民等との協働による計画策定及び事業に係る打合せやワークショップ等を504回実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 地域住民等との協働による計画策定及び事業に係る打合せやワークショップ等を平成30年度に736回，令和元年度に701回，令和2年度に504回実施し，地域住民の円滑な合意形成を図りました。</p>					

取組項目	地域住民や各団体が行う森林保全活動等への支援	〔林業振興課〕			
現状・取組の方向性	<p>森林は、水源のかん養や土砂災害の防止、保健休養、生物多様性の保全など多くの機能を有していますが、近年、山村の過疎化や高齢化の進行に伴い、十分に管理の行き届かない森林が増加しています。</p> <p>このため、地域住民、森林所有者、NPO法人や自治会等の活動組織による里山林の保全管理、森林資源の利活用や森林をフィールドとした環境教育・研修等の取組を支援します。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：活動エリア（活動組織数）</p> <p>現状 平成29年度：9市町村（16団体） ⇒ 目標 令和2年度 12市町村（28団体）</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 森林・山村の多面的機能発揮対策への支援		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：14市町村（20団体） 令和元年度：14市町村（22団体） 令和2年度：14市町村（23団体）					
総合評価	平成30年度	A	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 14市町村23団体が里山林の保全管理や森林資源の利活用等の取組を行いました。県では活動費の一部を助成することにより、地域住民や各団体が行う森林保全活動を支援しました。</p> <p>【全期間の成果】 活動組織数においては、令和2年度で23団体と目標を下回る結果となったものの、活動エリアについては、平成29年度時点では9市町村であったものが、令和2年度では14市町村と目標を上回る結果となり、地域住民や各団体が行う森林保全活動が県内で広がっています。</p>					

取組項目	ボランティアとの協力やアドプト・プログラムによる事業の推進	〔オリンピック・パラリンピック大会推進課／道路課／河川課／港湾課／都市計画課／生涯学習課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、県民サービスの向上のため、ボランティアの活用を積極的に進めてきました。引き続き県民サービス向上を図るため、県民のボランティア精神の醸成に努め、様々な分野でボランティアと協働して事業を進めます。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、国内外から訪れる観客の観光案内や道案内にボランティアを活用するため、人材の確保と育成を推進します。</p> <p>道路・河川・海岸・港湾・公園の5分野においては、地域住民や民間団体が清掃や緑化活動に取り組むアドプト・プログラム*を推進します。</p> <p>社会教育施設においては、それぞれの活動分野について知識と技術を持つボランティアの活用のための人材の確保と育成を推進します。</p> <p>※ アドプト・プログラム：アドプトとは「養子縁組をする」という意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースをわが子のように面倒を見ることから命名され、住民が行政との役割分担のもとで、継続的に清掃・美化活動を進める取組です。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ボランティア（都市ボランティア）実施計画の策定及び都市ボランティア活動の運営		B			
◆ アドプト・プログラム制度の普及啓発 ・ホームページ等による活動状況の紹介 ・サポーターとの意見交換会の開催 ・活動対象区間への表示看板の設置 ・表彰の実施		B			
◆ アドプト・プログラムにおける認定要件緩和の検討		—			
◆ 社会教育施設におけるボランティア養成研修等の開催		B			
◆ 社会教育施設におけるボランティアとの協働 ・図書館：書架整理・図書館案内・音訳・市町村図書館協力 ・美術館：資料整理・広報物発送 ・自然の家（蔵王、志津川、松島）：キャンプ活動支援・野外活動支援・登山講師・スキー講師・海洋活動支援		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 【令和2年度】 大会延期による都市ボランティアのモチベーションの低下が懸念されたため、宮城スタジアムでのイベントや日本財団ボランティアサポートセンターと連携し、各都市の都市ボランティアとのオンライン交流イベントへの参加促進など、モチベーションの維持に繋がりました。</p> <p>【全期間の成果】 大会に向けて、必要人員を確保し、ボランティア育成のため研修を段階的に進める予定でしたが、大会延期によって予定する取組を中断せざるを得ない結果となり、目標水準には達しませんでした。</p>					

□アドプト・プログラム制度の普及啓発、アドプト・プログラムにおける認定要件緩和の検討

【令和2年度】

アドプト・プログラムの認定団体数は、高齢化などの影響により登録団体が減少したことから、前年度から9団体減少し、644団体となりましたが、引き続き多くの県民の方々にプログラムに参加いただきました。各団体で、新型コロナウイルス感染症への対策を取り、道路・河川・海岸・港湾・公園の清掃や緑化活動を順調に行いました。

○具体的な取組内容

- ・ホームページ等での活動状況の紹介
- ・サポーターとの意見交換会の開催
- ・活動対象区間への表示看板の設置
- ・参加団体の表彰
- ・物品支給、除草機械の無料貸出
- ・傷害保険の加入

【全期間の成果】

積極的な普及啓発や各団体への活動支援などに努めた結果、認定団体数は、平成29年度末の529団体から115団体増加し、令和2年度に644団体となりました。多くの県民の方々にプログラムに参加いただき、道路・河川・海岸・港湾・公園の継続的な環境美化が図られました。

なお、認定要件の緩和については、平成30年度に検討した結果、これ以上の緩和は難しいとの結論になりました。

□社会教育施設におけるボランティア養成研修等の開催、社会教育施設におけるボランティアとの協働

●図書館

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により3か月程度の活動休止期間があり、養成研修等の実施回数は減りましたが、参加人数は例年より増加しました。また、ボランティア活動は活動休止期間後も活発に行われ、継続して協働することができました。

【全期間の成果】

全体研修会、活動分野ごとのサービス内容の理解や技能習得のための養成講座を毎年実施しました。各種養成研修をとおしてボランティア同士のつながりができ、生涯学習の一環としてのボランティア活動が充実したものとなりました。令和2年度の活動休止期間後も養成研修等の参加人数が減らなかったのは、そのことが理由のひとつと考えられます。また、ボランティア活動の実施件数は、年々増加傾向にあり、参加者の満足度と充実感も高く、図書館での協働活動が活発に行われています。

●美術館

【令和2年度】

活動内容について理解を深めるため、当初、前年度の3月末に予定していた説明会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から日程を変更し、5月30日に実施しました。参加できなかった方に対しては、個別に連絡し説明しました。ボランティアには59名の登録があり、資料の整理や館内行事や講演会における参加者受付、教育普及活動の補助や、広報物の発送準備などの業務を協働し、有用な活動ができました。

【全期間の成果】

美術館ボランティアの登録数については、平成29年度は29名の登録でしたが、身近な美術館のイメージづくりを進める工夫をすることにより、平成30年度から令和2年度までは平均して50名弱の登録がありました。ボランティアの方々には、美術館が行う事業への支援や、美術館が目指す美術文化活動の推進に寄与していただき、協働での美術館運営が図られるようになりました。

●自然の家**【令和2年度】**

県立自然の家では、2自然の家（蔵王自然の家・松島自然の家）でボランティア養成事業を開催しました。

蔵王自然の家では、平成30年度に立ち上げた蔵王自然の家ボランティア組織「ZABO（ザボ）」が3年目となり、野外活動、登山、スキー指導者研修会等を合計4回（令和元年度年度8回）実施しました。研修等への参加人数は、合計48名（令和元年度58名）となり、新型コロナウイルス感染症の影響から回数・参加者数ともに減少しました。


松島自然の家では、開所当時から東北福祉大学松島キャンプカウンセラーズがボランティアとして活躍していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から研修会を開催することができませんでした。（令和元年度年度21回、参加人数1,050名）

志津川自然の家については、ボランティア養成研修は実施しておらず、主催事業等におけるボランティアの実働もありませんでしたが、今後ボランティア組織を立ち上げ、定期的にボランティア養成研修を実施できるよう検討しています。

【全期間の成果】

蔵王自然の家では、登山やスキー指導者研修会等を実施し、19回の研修会等を実施し、214名が参加しました。

松島自然の家では、開所当時から活躍している東北福祉大学キャンプカウンセラーズ等に対して、36回の研修会等を実施し、1,609名が参加しましたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の拡大から研修やボランティア活動を実施することができませんでした。

取組項目	地域との協働による教育力の向上	〔生涯学習課〕			
現状・取組の方向性	<p>変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立した一人の人間として力強く生きていくためには、学校での学習だけでなく、地域や企業等と連携しながら、さまざまな生活体験、社会体験を通して主体的に学ぶ態度を育成していくことが必要です。</p> <p>このため、子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、学校からの依頼に基づき無償で支援活動を行う協働事業を推進します。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：「みやぎ教育応援団」利用件数</p> <p>現状 平成28年度 2,614件 ⇒ 目標 令和2年度 2,760件</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 「みやぎ教育応援団リスト」（人材バンク）による情報提供とみやぎ教育応援団情報交流会によるマッチング支援		C			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：「みやぎ教育応援団」利用件数 3,099件 令和元年度：「みやぎ教育応援団」利用件数 3,090件 令和2年度：「みやぎ教育応援団」利用件数 2,015件					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	C
コメント	<p>【令和2年度】 取組については、新型コロナウイルス感染症対策のため、2回予定していた登録企業・団体・個人と学校関係者を集めたマッチング会議を取りやめました。また、みやぎ教育応援団による教育活動支援は規模を縮小して実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 ホームページを使った検索方法の紹介や、学校へのポスター配布によって周知を図ったことで、平成30年度と令和元年度は目標を達成し、令和2年度は、コロナ禍においても目標とする利用件数の73%を達成することができました。</p> <p>幼稚園や学校教育以外にもPTAや子供会など幅広く活用され、地域と学校の協働による教育力向上が図られました。</p>					

3 市町村等との連携の推進

(1) 市町村と連携した事業の推進

取組項目	滞納整理業務改善運動の推進	〔税務課／地方税徴収対策室〕			
現状・取組の方向性	<p>震災復興のための財源確保や県税収入未済額のさらなる縮減のためには、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税の収入率向上が不可欠であり、徴収している市町村の個人住民税の収入率向上、徴収力向上が求められます。</p> <p>そのため、個人県民税の徴収は“県と市町村の協働の仕事”であるとの認識で、引き続き市町村と連携して住民税の徴収対策に取り組みます。</p> <p>※ 個人住民税を含む市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の人材育成及び地域連携の強化を図るため、平成21年度から宮城県地方税滞納整理機構を設置し、市町村の派遣職員等と徴収対策を行っています。</p> <p>※ 平成30年度は、現県税滞納額縮減対策3か年計画の最終年度に当たることから、令和元年度を初年度とする「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」を策定しました。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：個人県民税収入未済額</p> <p>現状 平成29年度決算額 31.4億円 ⇒ 目標 令和3年度決算時点 25億円以下</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 各県税事務所の「市町村滞納整理業務改善支援チーム」（令和元年度より「市町村滞納整理協働支援チーム」）による助言・指導		B			
◆ 宮城個人住民税徴収対策会議の開催		B			
◆ 宮城一斉滞納整理強化月間の設定		B			
◆ 宮城県地方税滞納整理機構による徴収支援		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度決算額：約26億円</p> <p>令和元年度決算額：約24億5千万円</p> <p>令和2年度決算額：約21億3千万円</p>					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□各県税事務所の「市町村滞納整理業務改善支援チーム」による助言・指導</p> <p>【令和2年度】</p> <p>各県税事務所に市町村滞納整理協働支援チームを設置し、滞納処分研修や市町村職員併任を行うなど、市町村の状況に即した支援を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>市町村職員向け研修を実施したほか、職員併任は全10県税事務所中5県税事務所で行ったこととなりました（H29比1事務所増加）。</p>					

□宮城個人住民税徴収対策会議の開催

【令和2年度】

各県税事務所において個人住民税徴収対策会議を実施したほか、先進地域である高知県より講師を招き、個人住民税徴収セミナーを開催しました。

【全期間の成果】

重点税目である個人県民税の収入未済額縮減に関して、個人住民税徴収対策会議や個人住民税徴収セミナーを通じて、市町村職員の意識の醸成を図ることができました。

□宮城一斉滞納整理強化月間の設定

【令和2年度】

宮城一斉滞納整理強化月間を11月及び12月に設定し、期間内に共同催告・共同徴収を実施しました。

【全期間の成果】

毎年宮城一斉滞納整理強化月間を同時期に実施したことから、この取組は定着化しつつあります。

さらに、県政だより等を通じて取組内容を広報することにより、新たな滞納発生の抑制に努めました。

□宮城県地方税滞納整理機構による徴収支援




【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者の増加が懸念されましたが、市町村からの引受事案に係る滞納額の40%以上の徴収を目標に設定し、520件、3億5979万円の徴収困難事案を引受け、徴収率47.1%と目標を達成しました。また、研修の開催などにより、市町村税務職員の徴税ノウハウ定着とレベルアップを図りました。

【全期間の成果】

全期間において、個人住民税を含む市町村税滞納の困難事案を毎年度引受け、徴収率目標の40%以上を全ての年度で達成し、収入未済額の縮減を図ることができました。また、研修の開催、搜索帯同等の実践的な研修の場の提供などの支援を行ったことにより、市町村税務職員の徴収技術向上が図られました。

なお、宮城県地方税滞納整理機構の設置期限は、令和2年度末までとなっていましたが、期間内に同機構の在り方の検討を行い、令和5年度末まで3年間延長することを決めています。

取組項目	市町村消費生活相談窓口の機能強化	〔消費生活・文化課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、平成21年度から国の交付金を活用して市町村の消費生活相談窓口の機能強化に財政的支援を行っており、その結果、県内32市町村（平成31年4月1日現在）の相談窓口で専門の消費生活相談員が配置され、住民が身近な窓口で相談できるようになりました。</p> <p>今後、市町村相談窓口の相談対応力の一層の向上を図るため、県の消費生活センターが中心的な役割を果たしながら、助言や情報提供等の支援を行います。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：市町村の各年度末における斡旋解決率</p> <p>現状 平成28年度：95.3% ⇒ 目標 令和2年度：100%</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 市町村消費生活相談員の現地研修の実施		A			
◆ 困難案件に関する助言やアドバイザー弁護士制度の活用		A			
◆ 相談事例に関する県と市町村の情報共有		A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度：95.2%</p> <p>令和元年度：95.2%</p> <p>令和2年度：94.5%</p>					
総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□市町村消費生活相談員の現地研修の実施</p> <p>【令和2年度】 県消費生活センターで利府町の相談員を受入れ、研修を行ったほか、公務研修所において、市町村消費生活相談員の希望メニューに応じて一泊研修を実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 令和元年度から指定消費生活相談員を県消費生活センターに設置したことにより、より充実した現地研修（相談業務に加え、啓発講座等にも同行）が可能となりました。</p> <p>□困難案件に関する助言やアドバイザー弁護士制度の活用</p> <p>【令和2年度】 65件について助言を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 各年度の助言実績は、65～80件程度と年度による差はあるものの、概ね円滑に活用されています。</p> <p>□相談事例に関する県と市町村の情報共有</p> <p>【令和2年度】 必要に応じて情報提供（経由相談に対し主に指定相談員が対応）したほか、事例検討会（弁護士による助言を含む）等を通じて情報交換を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 目標である斡旋解決率100%には至らなかったものの、個別の相談事例にかかる情報提供・交換等のほか、弁護士会等と県内行政機関との懇談会での事例検討など様々な機会を積極的に活用して情報共有を図るとともに、市町村の相談体制の強化を支援しています。</p>					

(2) 被災市町村に対する支援				
取組項目	沿岸14市町の職員確保に対する支援	〔人事課／市町村課〕		
現状・取組の方向性	<p>津波による被害が大きい沿岸14市町では、膨大な復興関連業務を進めていくための職員が不足していることから、県ではこれまでに、都道府県ごとに重点的に支援をお願いする沿岸部市町を定めて全国への訪問要請を実施してきたほか、任期付職員の派遣、復興関連業務の受託などできる限りの支援を行ってきました。</p> <p>沿岸14市町では全国の地方公共団体から数多くの派遣を受けながら、着実に復旧・復興事業を進めています。平成30年以降も事業のピークが続く、職員派遣数の維持が必要であることから、被災規模の違いなどにより復旧・復興の進捗状況に差が生じていることを踏まえつつ、職員の確保及び県内自治体間の協力体制の構築や派遣職員の振替調整などの支援を継続します。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
◆ 任期付職員の代行採用	B			
◆ 宮城県市町村復興関係職員確保支援プロジェクトチームによる全庁的支援	B			
◆ 市町村震災関係職員確保連絡会議による情報共有・検討	B			
◆ 「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づく取組の推進	A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<input type="checkbox"/> 任期付職員の代行採用 【令和2年度】 沿岸被災市町に代わって採用してきた任期付職員17人を、5市3町に対し引き続き派遣しました。また、沿岸被災市町からの人的支援要請に基づき、県プロパー職員7人を2市1町に派遣しました。 【全期間の成果】 全期間を通して計9人を新たに採用し4市に派遣したほか、延べ94人を6市3町に派遣しました。また、県プロパー職員延べ60人を3市4町に派遣しました。					
	<input type="checkbox"/> 宮城県市町村復興関係職員確保支援プロジェクトチームによる全庁的支援、市町村震災関係職員確保連絡会議による情報共有・検討 【令和2年度】 市町村震災関係職員確保連絡会議については年度当初に開催を予定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期とし、その間はメールや電話等で関係市町と情報共有しながら職員確保事業を行いました。その後、年度末にオンライン会議として開催し、今後の職員確保について国及び関係市町と情報共有・検討を行いました。 【全期間の成果】 確保連絡会議を中心に国・県及び関係市町が情報交換を密にしたことで、各機関が連携・合同して事業を展開するなど職員確保に関する各種施策を効率的かつ効果的に展開することができました。					


□「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づく取組の推進

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、被災市町合同での任期付職員採用試験ではコロナ禍でも応募できるよう採用説明会や面接試験のオンライン開催をしたほか、全国訪問要請では訪問先を絞り実施しました。このほか、県職員の派遣や任期付職員の採用・派遣など県による人的支援を行った結果、令和3年4月1日現在で必要人数300人に対し充足人数299人と不足人数は1人のみとなりました。

【全期間の成果】

令和3年3月で震災から10年が経過する中、平成24年6月時点で最大469人の不足を生じていた職員確保については、計画開始前の平成30年3月時点でも必要人数1,402人に対し充足人数1,270人と132人の不足を生じていましたが、国・県及び関係市町が確保連絡会議等により連携を密にしながら、合同での全国訪問要請や任期付職員採用試験、被災自治体視察事業などを実施し職員確保に取り組んだ結果、令和3年4月時点で不足人数を1人とすることができました。

取組項目	東日本大震災復興交付金等の財源の確保	〔市町村課〕			
現状・取組の方向性	<p>東日本大震災からの復旧・復興のためには、その主たる財源となる東日本大震災復興交付金、震災復興特別交付税等の必要額を確保する必要があります。</p> <p>国の定める復興期間の終期まで残り3年を迎え、各市町の復興事業の確実な進捗を図るため、その直面する課題への的確な対応がこれまで以上に重要となります。</p> <p>県では、各市町の復興事業の進捗や課題を把握し、助言を行うとともに、国の制度改善や財政支援措置の継続について要望する等、復興完遂に向けた支援に取り組みます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 復興財源に関する課題等の集約と国への要望		B			


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 復旧・復興事業の完遂に向け、財政支援の継続を要望しました。その結果、令和2年度の財源が確保されたほか、国の「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、震災復興特別交付税等の一部見直しはあったものの、令和3年度から令和7年度までの特別な支援の継続が示されました。</p> <p>【全期間の成果】 復興庁の調査等に対応し、市町村の復旧・復興事業の進捗状況等の把握に取り組むとともに、その内容を踏まえた財政支援措置の継続について、国への要望を行ってきました。その結果、平成30年度から令和2年度までに必要な財源は概ね確保され、令和3年度から令和7年度についても、令和3年3月に国により「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が示され、復興完遂に必要な支援の継続が実現しました。</p>					

取組項目	復旧・復興に関する課題や先進的取組等の情報共有	〔復興支援・伝承課〕			
現状・取組の方向性	<p>津波被害を受けた沿岸15市町ではそれぞれ復旧・復興事業に取り組んでいますが、甚大な被害のため前例のない課題も多く、復旧・復興を進める上での課題や先進的な取組事例を共有することが重要になっています。</p> <p>県では、平成24年度から「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」を開催し、県の関係各部局次長と沿岸15市町の震災復興計画所管部課長が一堂に会し、復旧・復興に関する課題や先進的な取組事例等を共有することにより、各市町が抱える課題の解決を図ってきました。復旧・復興の進捗によって課題も変化していくことから、引き続き各市町の課題解決の参考となるような情報共有に取り組めます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」の開催		B			




■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 以下のとおり「県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議」を開催し、復興・創生期間後を見据えた課題等について、国の動向と県の対応に関して情報共有を図り、沿岸15市町が抱える課題や対応について意見交換を行いました。</p> <p>＜開催状況＞ 日時：令和3年1月20日（水） 議題：（1）震災復興における令和3年度以降の課題・取組について （2）震災から10年目の行事について</p> <p>【全期間の成果】 震災から10年が経過し、復興の進捗状況において、地域間の差が顕著となる中、沿岸15市町それぞれの状況や課題、その対応方針について意見交換や情報共有ができる貴重な機会となりました。また、沿岸市町に対し、県の事業について周知するための情報提供の場ともなっており、県と市町との連携を促進し、より効果的な事業実施に繋がりました。</p>					

取組項目	復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援	〔復興支援・伝承課〕			
現状・取組の方向性	<p>復興特区制度※を活用するため、規制・手続や税制の特例措置が講じられる復興推進計画の策定について、認定申請に係る調整・支援を行ってきました。また、沿岸市町の土地利用等に係る許可手続等の特例措置が講じられる復興整備計画についても、市町の負担軽減を図るため、計画策定への助言や協議の場である復興整備協議会の運営支援を行っています。</p> <p>今後も、復興の進捗に合わせて必要な特例措置等が活用できるよう、各市町のニーズを把握しながら関係各課との調整支援を継続し、復興の迅速化につなげます。</p> <p>なお、復興・創生期間（平成28年度～32年度）終了後については、市町等の意見・要望等を取りまとめ、国の取り扱いに反映されるよう支援します。</p> <p>※ 復興特区制度：震災により一定の被害が生じた区域（特定被災区域）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するための計画（復興推進計画・復興整備計画等）を策定し、その計画が国に認められた場合には特例措置が講じられる制度。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 復興推進計画・復興整備計画策定等に関する支援		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果


総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>税制や規制・手続の特例措置及び土地利用等の許可手続等の特例措置が講じられる復興特区制度活用に係る市町の負担軽減を図るため、計画期間の延長や復興整備協議会の開催の調整等の支援を行いました。また、復興・創生期間終了後の特例措置の継続に向け政府要望を行い、沿岸地域等の区域内については、適用期限が令和5年度末まで延長されました。</p> <p>◇復興推進計画 県と市町共同申請 申請3件（変更3） 市町単独申請 申請5件（新規4・変更1） 認定4件（新規4）</p> <p>◇復興整備計画・復興整備協議会 復興整備計画 公表実績7回 復興整備協議会 開催実績2回（書面協議2回含む） ※協議会設置15市町</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>産業集積区域における税制の特例や応急仮設建築物の存続期間延長の特例、利子補給金支給の特例等を多くの企業や市町が活用し、復興の円滑化・迅速化に繋がりました。</p> <p>また、土地利用等に係る許可手続等の特例措置が講じられる復興整備計画については、防災集団移転事業や被災市街地土地区画整理事業等を迅速に実施するため、復興整備協議会の運営支援を積極的に行ったことで、事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化が実現され、市町の負担軽減が図られました。</p>					

取組項目	被災市町の復興まちづくりに対する支援	〔都市計画課〕			
現状・取組の方向性	<p>東日本大震災の発生から7年が経過し、各市町の主要な復興まちづくり事業も概ね事業化されてきたが、特に被災が大きく、復興事業の規模が大きい市町においては、住宅復興の遅れ等により、人口流出が続いており、また、住民意向の変化や現地状況の精査に伴い、まちづくり事業計画の見直しが必要となってきました。</p> <p>復興まちづくりが新しいステージに移ることで、新たな課題が顕在化し、地域ごとにさまざまな課題を抱えた中で事業を進めている状況にあることから、課題解決に向け、引き続き市町を支援していく必要があります。</p> <p>そのため、新たな課題を把握し、その解決に向けて、関係機関との調整や国等への要望を行うとともに、市町職員対象の復興まちづくりの勉強会等を開催し、技術・制度の理解と情報共有を進めます。</p> <p>特に、今後大きな課題と見込まれる移転元地の利活用や維持管理、復興まちづくり事業完了等に向けた支援を行い、復興まちづくり事業の円滑な推進と一層の加速化を図ります。</p> <p>また、「復興まちづくり事業カルテ」の更新を行い、きめ細かな情報提供に努めます。</p>				
目標	<p>成果目標 住宅等建築が可能となった復興まちづくり事業の地区の割合</p> <p>現状 平成29年度末 99.2% ⇒ 目標 令和2年度末 100%</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関との調整・国への要望 ◆ 復興まちづくりに関する技術的指導・助言 ◆ 「復興まちづくり事業カルテ」の公表 		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度： 99.6%</p> <p>令和元年度： 99.6%</p> <p>令和2年度： 100%</p>					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□関係機関との調整・国への要望</p> <p>【令和2年度】</p> <p>事業間調整など課題が残った地区について、関係機関を集めて調整会議を開催し、情報共有や綿密な工程調整を行うなど、課題解決に向けた支援を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>工程調整会議による課題解決に向けた支援及び復興交付金事業の採択に向けた支援を継続的に行うことにより、令和2年度末時点で住宅建築が可能となった復興まちづくり事業の地区割合が100%となりました。</p> <p>□復興まちづくりに関する技術的指導・助言</p> <p>【令和2年度】</p> <p>市町職員を対象とした勉強会を開催し、土地活用の取組事例や復興まちづくり事業の完了に向けた手続等について指導・助言を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>平成30年度から令和2年度まで計5回の勉強会を実施し、延べ322人の参加があり</p>					

	<p>ました。勉強会では、事業進捗に応じた課題対応などについて、各市町のニーズに合わせた情報提供や指導・助言を行い、復興事業の課題解決に寄与しました。</p> <p>□「復興まちづくり事業カルテ」の公表</p> <p>【令和2年度】 令和3年3月に復興まちづくり事業カルテを更新し、関係市町に提供しました。</p> <p>【全期間の成果】 平成30年度から令和2年度まで計3回の事業カルテ更新を行い、随時、復旧・復興事業の計画と進捗状況について情報提供しました。</p>
--	---

取組項目	宮城県サポートセンター支援事務所による後方支援	〔長寿社会政策課〕			
現状・取組の方向性	<p>被災市町では、被災した高齢者などが応急仮設住宅や災害公営住宅等で安心して生活できるよう、応急仮設住宅団地内などに、見守りや生活・健康相談などを行う市町サポートセンターを設置しています。県では、市町サポートセンターをバックアップする「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設、各専門団体と連携し、相談会や市町サポートセンタースタッフ（被災者支援従事者）に対しての研修、アドバイザーによる被災市町への助言などの後方支援を行っています。</p> <p>今後も引き続き、災害公営住宅への移行に伴うニーズに対応しながら、各地域のサポートセンターをはじめとした被災者支援組織に対して、専門職の派遣も含む運営相談や研修の実施などの支援を継続します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 宮城県サポートセンター支援事務所の運営		B			



■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、例年どおり被災者の支え合い体制づくり支援を行えるよう、研修をオンライン化する等の対策を行い、支援を継続しました。また、コロナ禍を踏まえた状況を考慮した被災者の支え合い体制づくり支援を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 市町サポートセンターに対する運営相談やノウハウ提供、スタッフ（被災者支援従事者）の人材育成などの支援のほか、災害公営住宅移行支援として弁護士等の専門家による相談や、被災地域での地域包括ケアにつながる被災者の支え合い体制づくり支援を継続的に行いました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の対策を実施した上で、コロナ禍を考慮した被災者の支え合い体制づくり支援を行いました。</p> <p>令和3年度以降については、災害公営住宅の移行完了及びサポートセンターの規模縮小等の理由から事業を終了とし、今後、生活支援サービス開発支援事業等に本事業で培った経験等を活かし、被災地における地域支え合いを支援していきます。</p>					

取組項目	市町村との共同による災害公営住宅等入居者の支援	〔健康推進課〕			
現状・取組の方向性	<p>被災者の応急仮設住宅での生活の長期化や災害公営住宅への転居に伴って、心の問題や生活不活発発病の発生など、さまざまな健康問題が懸念されていることから、県では市町村と共同で健康調査を実施しています。調査を共同で実施することで、被災市町村の保健師等の専門職の不足をカバーするとともに、別の市町村の民間賃貸借上住宅に入居している方への調査も効率的に実施してきました。</p> <p>県では主に調査の企画や結果の分析を担い、市町村は要確認者のフォローを行うことで、限られた体制でも効果的に調査を実施しています。市町村を中心に、県、関係機関・団体の連携を一層強化することにより、問題を抱えている方を早期に発見し、迅速かつ的確な健康支援につなげます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 災害公営住宅及び応急仮設住宅入居者健康調査の実施		B			



■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 災害公営住宅入居者について、5市町と共同で調査を実施し、フォローが必要な方を健康支援事業等へつなげました。</p> <p>【全期間の成果】 市町村と共同で、プレハブ仮設住宅、民間賃貸借上住宅、災害公営住宅の入居者を対象に健康調査を実施することで、支援が必要な方を早期に発見し、必要な健康支援事業へつなげてきました。また、本事業を通じて、今後の通常の保健福祉活動や見守り支援においても、県、関係機関・団体と連携して対応していく体制を構築することができました。</p>					

取組項目	市町村等地方公営企業に対する復興に向けた支援	〔市町村課〕			
現状・取組の方向性	<p>県内の市町村等公営企業は沿岸地域を中心に著しい震災被害を受けており、被災した施設の早期復旧と経営安定等を図るため、国により特別な財政支援が講じられています。</p> <p>しかし、沿岸部の地方公営企業の復旧・復興は、職員不足や入札不調等により遅れていることから、市町村等公営企業の早期復旧・復興に向け、県では地方公営企業の経営状況等を把握し経営安定化に向けた助言を行うとともに、財源確保のための国への要望などにより、引き続き支援します。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
◆ 市町村等公営企業の経営安定化に向けた助言		B			
◆ 財源確保のための国への要望		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B												
コメント	<p>□市町村等公営企業の経営安定化に向けた助言</p> <p>【令和2年度】</p> <p>令和2年6月に資金不足を計上した4病院を対象に経営状況ヒアリングを実施し、昨今の経営状況と今後の事業計画を踏まえた助言を行いました。また、経営戦略の策定が完了していない全団体を訪問し、作業スケジュールや課題等について個別に聞き取りを行い、必要な助言を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>対象期間内において、特に経営状況が厳しい病院事業を中心に、延べ26団体に対して経営状況ヒアリングを実施したほか、経営戦略策定に向けた研修会や公営企業会計適用拡大に向けた研修会等を通じ、各団体への助言や情報提供を継続的に行ったことで、経営安定化に向けた意識向上が図られました。</p> <p style="text-align: center;">経営状況ヒアリングの実施状況 [H30～R2]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31 (R1)</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>6 団体</td> <td>16 団体</td> <td>4 団体</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>水道(3)・病院(3)</td> <td>病院(16)</td> <td>病院(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>□財源確保のための国への要望</p> <p>【令和2年度】</p> <p>市町村等地方公営企業の災害復旧に関する財源確保や財政支援の拡充、また、震災に伴う減収に対する財政支援について国への要望を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>期間を通じて地方公営企業の災害復旧に関する財源確保や財政支援の拡充について継続的に要望した結果、要望の一部（既存の財政措置の継続）については実現されました。</p>							H30	H31 (R1)	R2	団体数	6 団体	16 団体	4 団体	対象事業	水道(3)・病院(3)	病院(16)	病院(4)
	H30	H31 (R1)	R2															
団体数	6 団体	16 団体	4 団体															
対象事業	水道(3)・病院(3)	病院(16)	病院(4)															

(3) 広域連携の推進				
取組項目	宮城県市町村広域行政検討会議の開催等	〔市町村課〕		
現状・取組の方向性	<p>人口減少に伴い、地域社会の維持が危ぶまれる中、市町村においては単独での行政サービスの提供体制の確保が難しくなっており、このことは、市町村を包含する広域自治体である県においても看過できない課題となっています。</p> <p>こうした課題解決の有効な選択肢の一つである広域連携を、県と市町村が連携を図りながら推進することにより、市町村行政の継続性を確保するとともに、「県政の質の向上」につなげます。</p> <p>○宮城県広域行政検討会議の開催 広域連携に関する先進自治体の取組事例等を紹介することにより、市町村の問題意識と取組意識の醸成を図ります。</p> <p>○宮城県広域行政検討会議地域部会の開催 地域特性や課題意識の状況等に応じて、複数市町村を単位とする「地域部会」を開催し、共通課題に関して話し合うための場作りを行うとともに、具体的な取組に関する検討等を行うことにより、課題解決策としての市町村間連携の仕組みづくりを推進します。</p>			
	具体的取組事例	R2 年度評価	H30 年度	R元年度
	◆ 宮城県市町村広域行政検討会議の開催	C		
	◆ 宮城県広域行政検討会議地域部会の開催	C		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	C	令和2年度	C
コメント	<p>□宮城県市町村広域行政検討会議の開催 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催を見合わせました。 ※会議の代替えとして、県側の視点で市町村間の広域連携を図ることが効果的な業務について洗い出しを行うとともに、市町村に対するアンケート調査やヒアリングを実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 平成30年度においては、先進事例の講演やグループワーク等による担当者同士の意見交換を実施しました。また、令和元年度及び2年度においては、会議自体は実施できなかったものの、市町村へのアンケート調査やヒアリングを実施することにより、市町村への問題意識と取組意思の醸成を図ることができました。</p> <p>□宮城県広域行政検討会議地域部会の開催 【令和2年度】 新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催を見合わせました。 ※会議の代替えとして、県側の視点で市町村間の広域連携を図ることが効果的な業務について洗い出しを行うとともに、市町村に対するアンケート調査やヒアリングを実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 平成30年度の地域部会においては、首長向けセミナーを開催し、取組意識の向上を図</p>					

	<p>りました。また、令和元年度及び2年度においては、会議自体は実施できなかったものの、市町村へのアンケート調査やヒアリングを実施することにより、市町村間連携に資するテーマ等について検討を行いました。</p>
--	--

(4) 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進					
取組項目	地方分権型社会の実現に向けた取組の推進	〔総合政策課／市町村課〕			
現状・取組の方向性	<p>地方が自らの責任において地域のあり方を決定し、地方の実情に応じた社会を実現させるため、国から地方へのさらなる権限・財源の移譲が求められています。</p> <p>地方分権改革の取組を着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲、地方分権型道州制の導入に向けた取組を推進します。</p> <p>さらには、県から市町村への権限移譲を推進します。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
◆	地方分権改革に関する提案募集方式による権限移譲・規制緩和に関する提案の推進	A			
◆	機運醸成、情報発信のための各種広報活動等	A			
◆	市町村への権限移譲の推進	A			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	A	令和2年度	A
コメント	<p>□地方分権改革に関する提案募集方式による権限移譲・規制緩和に関する提案の推進</p> <p>【令和2年度】</p> <p>庁内における地方分権改革に関する気運醸成を図るため、「地方分権・道州制等連絡調整会議」を開催しました。また、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった「地域課題の解決に向けた「提案募集方式」に関する説明会」について、感染対策を十分に講じることにより、再開しました。</p> <p>令和2年度は、51件（共同提案分を含む）の提案をし、うち21件（一部実現も含む）が実現しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>3年間で155件（共同提案分を含む）の提案を行い、うち49件（一部実現も含む）が実現するなど、多くの権限委譲や規制緩和がなされ、地方分権改革を着実に進めることができました。</p>					
	<p>□機運醸成、情報発信のための各種広報活動等</p> <p>【令和2年度】</p> <p>より多くの提案が積極的になされるよう、県庁内に加え、新たに市町村も対象として、提案募集に関するニュースレターを年6回発行し、制度や他県の事例等について周知を行いました。また、支障事例に関するアンケート調査を事前に実施し、次年度以降の提案募集に向けた準備に取り組みました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>ニュースレターを継続的に発行し、最新の情報や制度の周知に取り組んだことにより、提案募集方式の認知度向上につながり、提案募集制度が開始された平成26年度は4件だった提案が、令和2年度には51件と大幅な増加を見せるなど、地方分権の意識の高まりを図ることができました。</p>					

□市町村への権限移譲の推進

【令和2年度】

令和2年度は5市に各1事務を移譲しました（延べ5事務）。

【全期間の成果】

平成30年度は2市町に各1事務（延べ2事務）、令和元年度には2市町に各1事務（延べ2事務）、令和2年度は5市に各1事務（延べ5事務）を移譲し、地方分権の推進に寄与することができました。

改革 3

持続可能な財政運営の確立

改革3 持続可能な財政運営の確立

1 財政健全化と創造的復興の両立

(1) 持続可能で迅速かつ創造的な復興のための財政運営

取組項目	「新・みやぎ財政運営戦略」の推進	〔財政課〕
現状・取組の方向性	<p>復興の総仕上げと復興後を見据え、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲げる取組を着実に推進するためには、財政運営は、持続可能であるのみならず、県政の諸課題解決や今後の県勢発展に向けた施策へ重点的な財源配分が可能となるよう、戦略性をもって取り組む必要があります。</p> <p>そこで、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」と「復興の総仕上げと復興後も見据えた課題解決のための予算重点配分の実現」を目標に定め、健全財政の度合いを示す健全化判断比率^{※1}及びプライマリー・バランス（PB）^{※2}を達成指標とし、歳入歳出両面にわたる取組を着実に実施します。</p> <p>※1 健全化判断比率：実質赤字比率^{※3}、連結実質赤字比率^{※4}、実質公債費比率^{※5}、将来負担比率^{※6}の総称です。これらの比率が一定基準以上となった場合は、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされています。</p> <p>※2 プライマリー・バランス：その時点で必要とされる政策的経費等を、その時点の県税収入等でどれだけ賄えているかを示す指標です。</p> <p>※3 実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。赤字の程度を指標化することにより、財政運営の悪化の程度を知ることができます。</p> <p>※4 連結実質赤字比率：公営企業会計を含むすべての会計を対象にした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率をいいます。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の程度を知ることができます。</p> <p>※5 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。借入金の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を知ることができます。</p> <p>※6 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。将来的な財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。</p>	
目標	<p>成果目標 指標：健全化判断比率・プライマリー・バランス（臨時財政対策債を除く元金ベース）</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全化判断比率（平成28年度決算） ・実質公債費比率：14.9% ・将来負担比率：169.9% ・PB：439億円（平成28年度決算） 	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全化判断比率：安定化 ・PB：黒字安定推移
具体的取組事例		R2年度評価
◆ 「新・みやぎ財政運営戦略」の推進		B
		H30年度
		R元年度
		R2年度

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

<p>成果目標 実績</p>	<p>平成30年度：①14.5%，②171.7%，③321億円（平成29年度決算） 令和元年度：①13.6%，②164.6%，③357億円（平成30年度決算） 令和2年度：①12.9%，②161.9%，③307億円（令和元年度決算） ※①実質公債費比率，②将来負担比率，③P/B</p>					
<p>総合評価</p>	<p>平成30年度</p>	<p>B</p>	<p>令和元年度</p>	<p>B</p>	<p>令和2年度</p>	<p>B</p>
<p>コメント</p>	<p>【令和2年度】 復興事業及び「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる取組の着実な推進と持続可能な財政運営の両立を目指し、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」を策定するとともに、令和3年度当初予算は、第3期戦略による財源確保対策23億円を織り込んで編成しました。</p> <p>【全期間の成果】 新・みやぎ財政運営戦略に基づく歳入確保・歳出抑制対策を進めた結果、令和元年度決算において、実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は161.9%となり、計画開始前（平成29年度末）を下回る水準となりました。また、プライマリー・バランスは黒字で安定推移しており、全体としては取組が着実に進んでいます。</p>					

2 公社等外郭団体改革の推進

(1) 公社等外郭団体の自立的運営の促進



取組項目	「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」の進捗管理	〔行政経営推進課〕
現状・取組の方向性	<p>平成17年4月に施行された「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」の趣旨にあるとおり、県及び公社等外郭団体（以下「公社等」という。）がそれぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努める必要があります。</p> <p>そのため、「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（計画期間：平成30年度から平成33年度まで）を平成30年3月に策定し、社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた役割等を考慮しながら、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営のさらなる促進を図ります。</p>	
具体的取組事例		R2年度評価
◆ 「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく助言・指導		B
		H30年度
		R元年度
		R2年度

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	A	令和元年度	B	令和2年度	B																																								
コメント	<p>【令和2年度】</p> <p>各団体の令和元年度の取組状況を県議会に報告し、公表しました。また、2団体について、外部専門家により構成される宮城県公社等外郭団体経営評価委員会において、経営改善に向けた審議を行いました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づいて、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営に関する改革を進めた結果、以下のような成果がありました。</p>																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目(単位)</th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> <th style="text-align: center;">平成30年度</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定団体数(団体)</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> <tr> <td>県からの補助金等合計額(百万円)</td> <td style="text-align: center;">12,354</td> <td style="text-align: center;">10,176</td> <td style="text-align: center;">10,766</td> </tr> <tr> <td>県からの年度末貸付金残額(百万円)</td> <td style="text-align: center;">103,833</td> <td style="text-align: center;">102,484</td> <td style="text-align: center;">98,666</td> </tr> <tr> <td>損失補償等残高(百万円)</td> <td style="text-align: center;">21,922</td> <td style="text-align: center;">20,964</td> <td style="text-align: center;">18,892</td> </tr> <tr> <td>単年度黒字の団体数(団体・%)</td> <td style="text-align: center;">32(58.8)</td> <td style="text-align: center;">30(58.8)</td> <td style="text-align: center;">26(55.3)</td> </tr> <tr> <td>累積欠損金がある団体数(団体)</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>組織運営の健全性Aの団体数(団体・%)</td> <td style="text-align: center;">27(50.0)</td> <td style="text-align: center;">33(62.3)</td> <td style="text-align: center;">33(67.3)</td> </tr> <tr> <td>財務の健全性Aの団体数(団体・%)</td> <td style="text-align: center;">18(33.3)</td> <td style="text-align: center;">15(28.3)</td> <td style="text-align: center;">20(40.8)</td> </tr> <tr> <td>県職員派遣数(人)</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table>						項目(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	指定団体数(団体)	54	53	49	県からの補助金等合計額(百万円)	12,354	10,176	10,766	県からの年度末貸付金残額(百万円)	103,833	102,484	98,666	損失補償等残高(百万円)	21,922	20,964	18,892	単年度黒字の団体数(団体・%)	32(58.8)	30(58.8)	26(55.3)	累積欠損金がある団体数(団体)	8	7	4	組織運営の健全性Aの団体数(団体・%)	27(50.0)	33(62.3)	33(67.3)	財務の健全性Aの団体数(団体・%)	18(33.3)	15(28.3)	20(40.8)	県職員派遣数(人)	13	12	12
	項目(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																										
	指定団体数(団体)	54	53	49																																										
	県からの補助金等合計額(百万円)	12,354	10,176	10,766																																										
	県からの年度末貸付金残額(百万円)	103,833	102,484	98,666																																										
	損失補償等残高(百万円)	21,922	20,964	18,892																																										
	単年度黒字の団体数(団体・%)	32(58.8)	30(58.8)	26(55.3)																																										
	累積欠損金がある団体数(団体)	8	7	4																																										
	組織運営の健全性Aの団体数(団体・%)	27(50.0)	33(62.3)	33(67.3)																																										
財務の健全性Aの団体数(団体・%)	18(33.3)	15(28.3)	20(40.8)																																											
県職員派遣数(人)	13	12	12																																											
<p>平成30年度には、特に抜本的改革を必要とする2団体について宮城県公社等外郭団体経営評価委員会で審議を行い、経営健全化のための具体的な取組を定めた「経営健全化方針」を策定し、改革を進めました。また、障害者雇用への社会的要請が高まったことを受け、公社及び県担当課を対象に障害者雇用促進セミナーを開催し、障害者雇用に対する意識啓発を図りました。</p>																																														

3 地方公営企業の経営改善

(1) 広域水道事業の健全経営の推進



取組項目	広域水道事業の健全経営の推進	〔水道経営課〕			
現状・取組の方向性	<p>水道用水供給事業は、県内25市町村に対し安心・安全な水道用水を安定的かつ継続的に供給するものであり、県民のライフラインの一つとして重要な役割を担っています。</p> <p>しかし、人口減少や節水型社会の進展により給水収益は減少する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要や強靱化に要する費用の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境にあります。</p> <p>そのため、引き続き、安全・安心な水を安定的に供給するためには、公共性を維持した上で、民の力を最大限活用し、更なる合理化や効率化を図り、経営基盤を一層強化する必要がありますことから、新たな官民連携運営である上工下水一体官民連携運営の構築を進めます。また、「水道事業経営管理戦略プラン」に基づき、健全経営を図ります。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 上工下水一体官民連携運営の構築		A			
◆ 「水道事業経営管理戦略プラン」に基づく経営健全化の推進		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p><input type="checkbox"/>上工下水一体官民連携運営の構築</p> <p>【令和2年度】 事業者の公募に対して3つの企業グループから応募を受けました。およそ半年間にわたる契約条件等の調整を行う「競争的対話」を経て、令和3年1月に全ての企業グループから企画提案書の提出を受けました。民間資金等活用事業検討委員会における審議・答申を受けて、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。</p> <p>【全期間の成果】 上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の導入に向けて、民間資金等活用事業検討委員会条例に基づき、平成30年度に設置した「民間資金等活用事業検討委員会」の答申を受けて、PFI法に基づく実施方針を立案し、公営企業の設置等に関する条例の改正により定めました。また、同委員会の答申を受けて、同法に基づく特定事業の選定を行い、令和2年3月から事業者の公募を開始し、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。</p> <p>令和3年度は関係法手続きを進め、運営権者と実施契約書の締結を行い、令和4年4月からの事業開始に向けて現委託者等からの引き継ぎを行う予定です。</p> <p><input type="checkbox"/>「水道事業経営管理戦略プラン」に基づく経営健全化の推進</p> <p>【令和2年度】 公益社団法人全国上下水道コンサルト協会東北支部との間で、上下水道（工業用水道を含む）の各施設が、地震、豪雨等の災害及び大規模な事故により被災した場合において、被災状況調査など技術支援を迅速に受けられるよう協定の締結を行いました。</p>					


【全期間の成果】

水道事業経営管理戦略プランに基づき、経営健全化を図るため、受水市町村と令和2年度からの料金改定について協議し条例改正を行うとともに、上工下一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）導入に向けた情報共有を図りました。

(2) 工業用水道事業の健全経営の推進				
取組項目	工業用水道事業の健全経営の推進	〔水道経営課〕		
現状・取組の方向性	<p>工業用水道事業は、県内製造業等の企業に対し豊富な工業用水を供給するものであり、産業競争力の強化に向けた重要な役割を担っています。</p> <p>しかし、産業構造の変化や節水型社会の進展により給水収益が減少する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要や強靱化に要する費用の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境にあります。</p> <p>そのため、引き続き、豊富な工業用水を安定的に供給するためには、民の力を最大限活用して、更なる合理化や効率化を図り、経営基盤を一層強化する必要があることから、新たな官民連携運営である上工下水一体官民連携運営の構築を進めます。また、「水道事業経営管理戦略プラン」に基づき、健全経営を図ります。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
◆ 上工下水一体官民連携運営の構築（再掲）	A			
◆ 「水道事業経営管理戦略プラン」に基づく経営健全化の推進（再掲）	B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p>□上工下水一体官民連携運営の構築（再掲）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>事業者の公募に対して3つの企業グループから応募を受けました。およそ半年間にわたる契約条件等の調整を行う「競争的対話」を経て、令和3年1月に全ての企業グループから企画提案書の提出を受けました。民間資金等活用事業検討委員会における審議・答申を受けて、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の導入に向けて、民間資金等活用事業検討委員会条例に基づき、平成30年度に設置した「民間資金等活用事業検討委員会」の答申を受けて、PFI法に基づく実施方針を立案し、公営企業の設置等に関する条例の改正により決めました。また、同委員会の答申を受けて、同法に基づく特定事業の選定を行い、令和2年3月から事業者の公募を開始し、令和3年3月に優先交渉権者を選定しました。</p> <p>令和3年度は関係法手続きを進め、運営権者と実施契約書の締結を行い、令和4年4月からの事業開始に向けて現委託者等からの引き継ぎを行う予定です。</p>					
	<p>□「水道事業経営管理戦略プラン」に基づく経営健全化の推進（再掲）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>経営健全化を図るため、水道事業経営戦略プランに基づいて検討した施設ダウンサイジング等による削減策に沿った経営を実施しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>水道事業経営戦略プランに基づき、契約水量にあった施設規模での運用を行い、過剰な施設については、点検・修繕等を取りやめることによりコスト削減を図りました。</p>					


(3) 流域下水道事業の健全経営の推進				
取組項目	流域下水道事業の地方公営企業法適用	〔水道経営課〕		
現状・取組の方向性	<p>本県の七つの流域下水道事業は、地方公営企業法を適用せず、知事部局で特別会計により運営しています。</p> <p>しかし、今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設更新に多額の費用を要するなど経営環境が厳しくなることが見込まれることから、経営状況や資産等を正確に把握して経営の効率化を図り安定的な事業運営を行うため、平成31年4月から公営企業会計へ移行し、経営の健全化を図ります。</p> <p>公営企業会計の移行に向けては、中長期的な経営の基本計画である「流域下水道事業経営戦略」（計画期間は平成31年から10年間）の策定及び財務会計システムの構築等各種取組を推進します。</p>			
	具体的取組事例	R2年度評価	H30年度	R元年度
	◆ 流域下水道事業の地方公営企業法適用に向けた取組の推進	—		

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	—	令和2年度	—
コメント	<p>【全期間の成果】</p> <p>平成31年4月から流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しました。</p> <p>移行にあたり、平成30年度に、投資計画・財政収支計画による安定的な事業運営に向けて、「流域下水道事業経営戦略」を策定しました。また、公営企業会計に適応した財務会計システムの構築により、固定資産管理をはじめ、効率的な事務を行う環境を整備し、企業局へのスムーズな業務移管を実現しました。</p>					

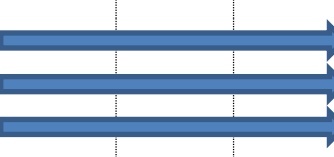
4 県有財産の適正な管理と有効活用

(1) 公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進

取組項目	「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理	〔管財課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、これまで多くの公共施設等（公用・公共用施設，社会基盤施設）を建設，管理してきましたが，少子高齢化や人口減少により利用需要の変化が予想されるとともに，老朽化に伴う改修・更新等により財政運営への影響も懸念されており，一層の計画的な管理が必要となります。</p> <p>このため，県では今後10年間における公共施設等の管理の基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針」を平成28年7月に策定し，施設の更新・管理にあたり予防保全の考え方を取り入れ，計画的な修繕による長寿命化や管理の効率化，施設の統廃合などを進め，費用全体の縮減を図っていくこととしています。</p> <p>同方針では，施設類型ごとの詳細な維持管理の内容について，令和2年度までを目標に「個別施設計画」（長寿命化計画）を所管部局において策定し，適切な維持管理を推進することとしており，同計画の策定状況等については，公有財産調整会議で報告・協議を経た上で，ホームページに公表します。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 個別施設計画の策定推進		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 個別施設計画の策定推進のため，延べ面積1,500㎡を超える施設等，中長期保全計画表の作成・添付が必要な施設について，作成業務委託（中長期保全計画作成事業）を実施するとともに，個別施設計画の策定状況等について，公有財産調整会議で情報共有を図りました。</p> <p>【全期間の成果】 個別施設計画の策定において必要となる業務委託（中長期保全計画作成事業）を実施して各所属の策定補助をするとともに，作成事例や様式を周知する策定促進のための通知を数回発出し，各所属の策定を促進・支援しました。</p>					

取組項目	県有建築物の計画的な保全の推進	〔営繕課／設備課〕			
現状・取組の方向性	<p>建築物を長く有効に活用していくためには、点検・調査を計画的に実施し、その結果に基づいた改修・更新を適切に実施することによって経年劣化に起因する事故等の発生を未然に防ぎ、安全性と機能性を長期的に確保する必要があります。</p> <p>また、建築物の建替えには多くの費用を要することから、機能等が損なわれてから対応する「事後保全」から、中長期的な視点に立って予め計画的な保全を行う「予防保全」へとシフトし、維持管理費用の低減・平準化を考慮しつつ、建築物の長寿命化を図っていく必要があります。</p> <p>これらのことから、一定規模以上の建築物については県有建築物保全点検を計画的に実施した上で、中長期保全計画を作成し、効果的・効率的な改修等を推進することによって、安全・安心の確保と長寿命化を図ります。</p> <p>さらに、相談窓口の設置や研修の実施等により施設管理者を技術的に支援し、施設管理者と連携して既存建築物の長期的な有効活用を図るとともに、ライフサイクルコストの低減につなげます。</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R元年度	R2 年度
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県有建築物保全点検の実施と改修・更新の推進 ◆ 中長期保全計画の作成による計画的な保全の推進 ◆ 施設管理者への技術的な支援 		B B B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□県有建築物保全点検の実施と改修・更新の推進</p> <p>【令和2年度】</p> <p>県有建築物保全点検について、実施計画に基づき、令和2年5月から令和3年1月までに、100施設・283棟の点検を行いました。その結果、早急な対策が必要と判定された87項目については、施設所管課へ対応策を提示するなど技術的支援を行い、28項目は年度内に是正されました。また、その他事項についても、次年度以降に優先的に改善される見込みです。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>平成30年から令和2年の3年間で、延べ251施設・789棟の県有建築物保全点検を実施しました。その結果、長寿命化の観点から計画的な改修が必要とされたC判定は合計438か所、危険箇所等で早急な改修が必要とされたD判定は合計286か所発見されました。いずれの箇所も点検直後に施設管理者へ状況を説明し、D判定の箇所については速やかに、C判定の箇所については将来計画を勘案しつつ改善するよう助言しました。</p> <p>□中長期保全計画の作成による計画的な保全の推進</p> <p>【令和2年度】</p> <p>52施設・112棟の計画表を作成しました。また、各主務課へ計画表の内容を着実に実施するよう説明し、引き渡しました。</p> <p>【全期間の成果】</p> <p>3年間で中長期保全計画表を作成する対象施設、155施設・339棟全てについて計画表を作成し、各主務課へ引き渡しまで完了しました。令和3年度以降は、県有施設保全点検時</p>					

に作成した中長期保全計画表の見直しについて、施設管理者へ支援を行う予定としています。

□施設管理者への技術的な支援

【令和2年度】

施設管理者に対し、保全点検時において、点検実施のポイントや建築物の管理上の留意点を説明しました。

【全期間の成果】

施設管理者に対し、保全点検時において、点検実施のポイントや建築物の管理上の留意点を説明し、また点検マニュアルを整備するなどして技術的な支援を行いました。

取組項目	公共土木施設のストックマネジメントの推進	〔土木総務課〕			
現状・取組の方向性	<p>土木部が管理する道路や橋梁，河川施設など公共土木・建築施設については，平成17年度から「みやぎ型ストックマネジメント」※に取り組み，社会資本の部門毎に維持管理・耐震化・長寿命化の個別計画を策定して実践してきました。また，東日本大震災による施設現況の変化や耐震化工事の進捗，国土強靱化等への対応，及び平成28年7月策定の「宮城県公共施設等総合管理方針」を踏まえ，個別計画の見直し等を行っています。</p> <p>今後は，社会資本の安全性と信頼性の確保に向け，個別計画に基づき，予防保全を基軸とする計画的・戦略的なメンテナンスや予算の平準化に取り組みます。</p> <p>※ みやぎ型ストックマネジメントとは，既存施設の維持管理及び新たに建設する施設を含め，既存施設の有効活用，ライフサイクルコストの縮減や環境負荷の低減など，公共土木・建築施設の総合的な事業管理を行うことにより，持続可能な県土づくりを目指すものです。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：個別施設計画（長寿命化計画）の策定数</p> <p>現状 5類型（平成28年度末） ⇒ 目標 9類型（令和2年度末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定済み5類型：港湾，砂防施設，都市公園，下水道，公営住宅 ・未策定 4類型：道路（橋梁除く），河川・ダム，海岸保全施設，空港・鉄道 				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 各分野の維持管理計画・長寿命化計画の策定と実践		B			
◆ 現在策定している公共施設等総合管理計画や既存の施設の維持管理計画，長寿命化計画に基づく適切な管理		B			
◆ スtockマネジメントに係る技術力の向上		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：5類型 令和 元年度：7類型 令和 2年度：8類型					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 令和2年度に策定を予定していた2類型のうち1類型（空港・鉄道）について，個別施設計画を策定しました。</p> <p>なお，残り1類型（海岸保全施設）は，対象施設の工事完了が令和3年度になることから，個別施設計画も令和3年度に完成する見込みです。</p> <p>【全期間の成果】 個別施設計画については，未策定であった4類型のうち3類型の計画を策定しました。また，個別施設計画が策定されている8類型で，個別施設計画に基づき，施設の更新や長寿命化対策などを計画的に実施し，ライフサイクルコストの低減に努めました。加えて，橋梁の点検や維持・補修等に関する研修など，各種研修を開催し，職員の技術力・専門力の向上を図る取組を進めました。</p>					

取組項目	農業水利施設のストックマネジメントの推進	〔農村整備課〕			
現状・取組の方向性	<p>県内には、用排水機場等の農業水利施設が約 3,300 施設あり、その 7 割が既に標準耐用年数を超過していることから、施設機能が停止した場合に農業生産や地域の住民生活に大きな影響を及ぼす用排水機場から優先して、長寿命化対策に取り組んでいます。</p> <p>また、施設管理者である市町村・土地改良区と県で地域ごとに「農業水利施設ストックマネジメント地方推進会議」を組織し、標準耐用年数を経過した施設の機能診断を実施するとともに、日頃から適切に維持管理が行われるよう研修会等を開催することにより、点検知識の習得やストックマネジメントに関する意識の向上を図ります。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：農業水利施設の一次機能診断数</p> <p>現状 平成 28 年度末（累計）670 施設 ⇒ 目標 令和 2 年度末（累計）820 施設 （年間 50 施設を目標、令和 2 年度は予備年）</p>				
具体的取組事例		R2 年度評価	H30 年度	R 元年度	R2 年度
◆ 施設管理者と連携した機能診断等によるストックマネジメントの推進		A			

■令和 2 年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成 30 年度： 54 施設（累計 798 施設） 97%</p> <p>令和 元年度：198 施設（累計 996 施設） 121%</p> <p>令和 2 年度：391 施設（累計 1,387 施設） 169%</p>					
総合評価	平成 30 年度	B	令和元年度	A	令和 2 年度	A
コメント	<p>【令和 2 年度】 施設管理者との情報交換により関係を強化し、県全体で 391 施設の一次（簡易）機能診断を実施するとともに、施設管理関係機関の担当者スキルアップのための研修会を 3 回開催し、技術習得を支援しました。</p> <p>【全期間の成果】 ストックマネジメントの推進のために、平成 19 年度に農業水利施設ストックマネジメント県推進会議及び地方振興事務所に県、土地改良区及び市町村で構成する地方推進会議を設立し、関係機関と共同して施設の一次機能診断を行い、施設の所有者及び管理者自らが施設の状況を認識することで、機能保全対策の実施に繋がるように誘導しています。</p> <p>また、このほかにも、一次機能診断の方法や機能保全計画の策定方法を習得するための研修会を開催してきました。</p> <p>これらにより、目標を上回る機能診断を実施することができたほか、突発的な故障事故防止や発生した場合の速やかな対応が図られ、経済性にも寄与しました。</p>					

(2) 水道施設の強靱化の推進					
取組項目	水道施設の強靱化の推進		〔水道経営課〕		
現状・取組の方向性	<p>東日本大震災では耐震化工事を施工した箇所でも被害が発生したり、想定していなかった箇所でも被害が発生するなど、広範囲で同時多発的な被害により、長期間の断水が生じました。こうした教訓を踏まえ、災害等による被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるよう、送水管路のバックアップ体制の整備や震災で被害の多かった伸縮可とう管※の調査・補強、基幹土木施設の耐震化・長寿命化を進めます。</p> <p>※ 地盤が悪い場所や各種構造物の周囲において、不同沈下による破損を防止すること、地震による地盤変位を吸収することを目的として使用する管</p>				
目標	<p>成果目標 指標：高区・低区連絡管整備事業の進捗率</p> <p>現状 平成29年度末 63.3% ⇒ 目標 令和元年度末 100% (当初)</p> <p>現状 令和元年度末 83.8% ⇒ 目標 令和2年度末 91.8% (変更後)</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業		B			
◆ 伸縮可とう管調査・補強工事		B			
◆ 基幹土木施設の耐震化		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：83.7% 令和元年度：83.8% 令和2年度：86.5%					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>□仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業</p> <p>【令和2年度】 姥ヶ懐水管橋の工事が完成したほか、新たに菅生水管橋、姥ヶ懐調整池等の工事に着手し、全ての工区で現場に着手しました。</p> <p>【全期間の成果】 成果目標の進捗率は86.5%（予算ベース）ですが、着手延長による進捗率は100%となっています。また、全体延長約13.1kmの内、平成29年度末時点では4.3km（32.8%）が完成していましたが、取り組みを進めた結果、令和2年度末時点では9.7km（74.0%）が完成し、残る3.4kmは令和3年度の完成を見込んでいます。</p> <p>□伸縮可とう管調査・補強工事</p> <p>【令和2年度】 18箇所の調査と、許容値を超える変位が発生している伸縮可とう管、8箇所の補強工事を実施しました。</p> <p>【全期間の成果】 平成30年度から令和2年度までに104箇所の調査を実施し、30箇所の補強工事が完了しました。</p>					


□基幹土木施設の耐震化

【令和2年度】

沈殿池4池のうち、1池が完了したほか、2池目の耐震補強工事に着手しました。

【全期間の成果】

平成30年度から令和2年度の3か年において、濃縮槽及びろ過池2池、沈殿池1池の耐震補強が完了しました。

(3) 県有資産の有効活用				
取組項目	未利用地の有効活用		〔管財課〕	
現状・取組の方向性	<p>県では、未利用地の有効活用と歳入確保の一環として、県有財産の売却を進めています。売却を予定している物件を処分対象財産リストとして県ホームページ等で公表し、その中で測量・整地等の売却に必要な条件が整ったものから売却しています。</p> <p>売却に当たっては、一般競争入札の実施のほか、インターネットのオークションサイトの活用や、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部との協定締結による媒介等の手法も取り入れ、効果的な売却に努めています。</p> <p>なお、震災以降、被災地を中心に、県有地の利用状況は変化し、復興事業に関連した処分も増加しており、今後とも新たな処分対象財産の洗い出しとともに時機を捉えた着実な売却を推進します。</p>			
目標	成果目標 指標：売却額 現状 平成27年度～29年度（累計） 約16億円（※平成27年度12.5億円）	⇒	目標 平成30年度～令和2年度（累計） 2.5億円程度	
具体的取組事例			R2年度評価	R2年度
◆ 未利用地の有効活用			A	


■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	平成30年度：29件 370,207,821円 令和元年度：18件 153,781,289円 令和2年度：25件 234,437,186円 計 72件 758,426,296円					
総合評価	平成30年度	A	令和元年度	B	令和2年度	A
コメント	<p>【令和2年度】 未利用となっている県有財産について、一般競争入札（インターネットオークションを含む）や東日本大震災からの復旧・復興事業等に対応した売払いにより、25件、2.3億円の売却を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 未利用となっている県有財産について、一般競争入札（インターネットオークションを含む）などにより売却を推進しました。</p> <p>特に、河川改修事業や海岸保全施設整備事業などの東日本大震災関連用地について随意契約により速やかな売却を行いました。また、未利用地所管担当課と連携して未利用地の条件整備を推進し、一般競争入札等により住宅分譲業者などへの売却を行いました。</p> <p>その結果、72件、7.6億円の売却を行うことができました。</p>					

取組項目	県有資産を活用した広告事業の推進	〔管財課〕			
現状・取組の方向性	<p>県では、県有施設への命名権（ネーミングライツ）設定や印刷物・県ホームページ等への広告掲載等による広告事業を展開しており、これまで一定の成果を上げてきました。</p> <p>引き続き、新たな広告媒体の導入可能性について検討するとともに、既存の広告媒体については継続して契約を得られるよう、積極的にPRを行います。</p>				
目標	<p>成果目標 指標：ネーミングライツ導入施設及び広告媒体数</p> <p>現状 平成29年度当初 ネーミングライツ導入施設 26施設 その他広告媒体数 18媒体</p> <p>⇒ 目標 令和2年度末 ネーミングライツ導入施設 35施設 その他広告媒体数 22媒体</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 県有資産を活用した広告事業の推進		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

成果目標実績	<p>平成30年度：ネーミングライツ導入施設 34施設 その他の広告媒体 21媒体</p> <p>令和元年度：ネーミングライツ導入施設 29施設 その他の広告媒体 24媒体</p> <p>令和2年度：ネーミングライツ導入施設 35施設 その他の広告媒体 25媒体</p>					
総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 施設所管課において継続して広告事業に取り組みました。</p> <p>【全期間の成果】 施設所管課において継続して広告事業に取り組んだほか、港湾施設（船だまり）においてネーミングライツを導入するなど、新たな取組も行いました。</p> <p>その結果、3年間の合計で、440,856,423円の収入を得ました。</p>					

取組項目	県有施設への新エネルギー等の積極的な導入	〔環境政策課〕			
現状・取組の方向性	<p>近年、太陽光発電等の新エネルギー設備やLED照明等の省エネルギー設備（以下「新エネルギー設備等」という。）の価格は年々低下するとともに、技術革新により高効率化が進んでおり、導入事業者にとって投資回収がしやすい状況となっています。県有施設においても、新エネルギー設備等を導入することにより、中長期的な維持管理経費の削減が期待でき、県有財産の適正な管理と有効活用につながります。</p> <p>新エネルギー設備等の導入により、温室効果ガスの排出量削減につながるとともに、県民の環境配慮意識の向上や県内での新エネルギー設備等の導入促進、環境関連産業の振興、災害発生時の電力供給確保が期待できることなどから、県有施設へ新エネルギー設備等を積極的に導入していきます。</p>				
具体的取組事例		R2年度評価	H30年度	R元年度	R2年度
◆ 県有施設への新エネルギー設備等の積極導入		B			

■令和2年度取組実績及び全期間を通しての取組の成果

総合評価	平成30年度	B	令和元年度	B	令和2年度	B
コメント	<p>【令和2年度】 庁内イントラの整備等により、庁内向けに情報発信を行いました。</p> <p>【全期間の成果】 県有施設への再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を実施し、その結果を踏まえ、再生可能エネルギー導入の検討手順や省エネ化の手法等をわかりやすく解説する「県有施設への再エネ・省エネ導入ガイドライン」を作成し、施設管理担当職員をはじめとした庁内への周知に努めました。</p>					

